日程第20　議案第１号　平成25年度橋本市一般会計補正予算（第５号）について

○議長（石橋英和君）日程第20　議案第１号　平成25年度橋本市一般会計補正予算(第５号)について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

便宜、補正予算説明書により歳出から款別に行います。補正予算説明書の平成25年度橋本市一般会計補正予算（第５号）の12ページをお開きください。

まず、１款、議会費、12ページから13ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、次に、２款、総務費、12ページから19ページまで、質疑ありませんか。

15番　田中君。

○15番（田中博晃君）15ページの新婚世帯住宅取得補助金についてお伺いいたします。私、ちょっと過去のやつを調べてみたんですけれども、平成24年度でありますと、申請件数が41件ありまして、そのうち転入が21件ありました。それと、本年平成25年度分は、私の資料、間違っていたらまた指摘いただたきたいんですけれども、10月末現在で申請件数が31件、そのうち転入が22件あったと思います。そこでお伺いしたいのが、この転入ということは将来までつながっていくことですし、そこでお子さまが生まれたりすれば、また今後、人口の歯どめとまでは言えないかもしれませんけれども、やはり新しい人に来ていただいて、新しく橋本市で生活していく上では大変重要なことだと思います。

そこで、どの程度人数、転入、新婚なので最低２人は増えているかと思うんですけれども、この分に関してどの程度の人数の増加があったのかをお教えいただきたいです。

○議長（石橋英和君）企画経営室長。

○企画経営室長（上田力也君）ただ今議員のおただしの、まず申請件数と転入件数についてですが、今議員おただしのとおり、平成24年度におきましては転入については21件、そして25年度におきまして、10月現在ではおただしのとおりでございます。私の資料は、今11月末で、いわゆる転入者数のご報告をさせていただきますと、まず平成24年におきましては、転入加算の対象となった夫、妻、そして子どもの合計が40人。ちなみに、対象者数は、転入加算あり、なし含めて101人ということでございます。

そして、25年度におきましては、転入加算の対象者が48人、受け付け総数は80人ということになります。したがいまして、現時点まで、24年と25年を合わせますと、母数のほう、対象者数が181人、このうち88人が転入加算の対象となった人数であります。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

２番　阪本君。

○２番（阪本久代君）13ページの職員手当等の退職手当２億6,343万8,000円、これは勧奨の退職手当であると思うんですけども、これは何人分なのかということと、定年での退職者と合わせたら何人になるかということが１点目。もう一つは、15ページの電算管理運営に要する経費で、子ども・子育て支援制度システム導入委託料981万7,000円というのがあるんですけれども、これはどういうものなのかという説明をお願いいたします。

〇議長（石橋英和君）企画部長。

〇企画部長（森川嘉久君）まず退職手当でございますが、今回補正をさせていただきましたのは、当初予算では定年退職者の分も計上させていただいておったんですが、その後、勧奨退職、あるいは若干特別な事情で退職された方も２名ほどおられますので、それを合わせまして合計12名分を補正させていただいたところでございます。

それから、定年退職者につきましては、当初予算で予定しておりましたのは、一応19名の予算を計上させていただいておるところでございます。

〇議長（石橋英和君）企画部長。

〇企画部長（森川嘉久君）もう１件ございまして、15ページの子ども・子育て支援制度システム導入委託料でございますが、これは法律が改正をされまして、子ども・子育て支援制度が導入されるわけでございますけども、これに対しまして子育て事業、保育所から始まりましたいろんな形で制度が、新しい制度も導入されてきますので、それに対応する事務作業のための電算化が必要でございますので、そのシステムを新しく導入するための変更の費用でございます。これはただしクラウドシステムでやることになっておりますので、その中に含まれておりますので、そういう形で運用はされていく予定でございます。

それから、財源につきましては、これにつきましては補助制度がございますので、全額県を通じて国庫補助という形になっております。

〇議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

17番　松本君。

〇17番（松本健一君）15ページの、先ほどと同じく新婚世帯住宅取得補助金に関して、先ほどのご答弁で、現状、順調に推移していっていて、新年度予算のときに質疑させていただいたときには、まだ効果的にははっきりと見えてこないというふうなご答弁をいただいていた記憶があるんですけれども、ここに来て２年の比較でいくと、かなり実効性が高まってきたのではないかなと思います。

これ、事業を進めていっている中で、当初、計画がやはりあったと思います。これぐらいの数字でいかないと人口減少の対応策にはならないんじゃないかというふうに、ＰＤＣＡサイクルでいけばプランの部分で、しっかりとその辺が見れていたと思います。それと比べてみて現時点の効果というのは、市が思っていた程度に来ているのか、それ以上だというふうに見ているのか。これをどの程度まで進めていかないといけないというふうに現状思っていらっしゃるのか、その点の現在の所感をお教えいただきたいと思います。

あと２点ほどあります。その下の電算管理運営に要する経費の庁内ＬＡＮ配線敷設等委託料110万円に関してお尋ねさせていただきます。昨日の５番議員の一般質問の中で、観光の情報をどんどん進めるべきだということでしたけれども、きのうも経済部長のほうにはお伝えさせていただきましたが、この議会の部分には、独立して外とつながっている電話回線がございます。それによって議会は２本の外につないでいるという部分があるんですけれども、今回の110万円の執行をされるに当たって、その回線からＬＡＮを引っ張っていただいて、できる限り作業量も下げていけるんであれば、包括的にそういった部分を組み入れていけるように、ＬＡＮ回線だけでもまず引っ張っておくべきだと思いますけれども、その点のお考えはないかどうかをお尋ねさせていただきたいと思います。

３点目、19ページの市民会館管理運営に要する経費170万円についてお訪ねさせていただきます。この説明書の中には電気料170万円

というふうに出ているんですが、これは当然値上げ分とかの分かなと想像はできるんですけど、実質的に使用自体が順調にいき過ぎているからこんだけかかったというふうに自信を持って上げてきているものなのか、それか先日来あるような値上げ高騰によって影響を受けているというものなのか、その辺のご説明をいただきたいと思います。

以上３点、お願いします。

○議長（石橋英和君）企画経営室長。

○企画経営室長（上田力也君）まず１点目の、この住宅施策に関するＰＤＣＡについてのご質問ですが、まず制度設計の段階で、一応、本市の１年間の新築住宅の件数などを調査しまして、その中で今回新婚ということで３年間、これに限定しているんですけども、目標とする件数を約50件と、予算的には約2,400万円、これは去年の当初予算で計上させていただいたんですが、基本的には件数的にはこの程度を見込んでおりました。去年、2,400万円に対して交付の実績は41件で、額にして1,740万円ということになっております。これが決算額なんです。今年度におきましては、今回500万円の補正を認めていただきますと2,700万円の予算現額になるわけなんですが、一応件数としては63件というふうには見ております。そういう意味からすると、当初の50件は上回る、こんな状況かと思います。

この要因としては、今年はいろいろアベノミクスの経済効果であるとか、あるいは来年から消費税が４月から上がるということで、そういったところで住宅需要を少し促進させようという、そういう動きがあるので、今年については少し伸びているのかなというふうに考えております。

それで、この効果の部分ということなんですが、ここが非常に重要な部分になると思うんですけども、この制度を、交付にあたって、一応、交付対象者の方からアンケートをとっております。この補助金が住宅取得にどの程度影響を与えたのかということをとっております。それで、11月末の現在で、そのアンケートが67件あるんですけども、このうち影響を与えたと言われる方は14件というふうになっております。この14件の内訳ですが、このうち３件がこの制度があるから橋本市を選んだという方が３件、残りの11件につきましては、この制度があるから、この時期に住宅取得を考えたと。いわゆる住宅取得の促進につながっているというようなことになっております。

また元に戻るんですが、当初どれほどの影響を期待していたのかという、そういうおただしかなと思うんですが、当初につきましては、やはり目標とするところは半分ぐらいの効果が欲しいというふうに考えておりましたけども、ただ、現状ではだいたい20％、分母が67で分子が14ということで、約20％ということになっております。

この制度というのは、そもそも３年間に限定した制度ということになっております。これは近隣市であれば大阪府の河内長野市、あるいは紀の川市、あるいは五條市というのが近隣市になるわけで、河内長野市と紀の川市というのは同様な制度、それぞれ特徴を持った同様な制度を行っております。これについても３年間の制度ということで、本市よりも１年前倒しでやっています。ちょうどそれで河内長野市、紀の川市は今年で３年目を迎えるという状況になって、我々も地方間競争ではあるものの、横の連絡をとりながらやっているんですけども、現状におきましては、河内長野市も今年度でこの事業は終了させると。紀の川市も同じく今年度で終了させるというような情報も聞いております。

やはり、効果の検証というのが非常に難し

いというような話もしておりまして､私ども、また来年引き続いてやるわけなんですけども、引き続き、なるべくこの補助金により影響を受けた方を増やすべく、いろいろな方策も今後考えていきたいというふうに考えております。

少し長くなりましたが、以上です。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）お答えをさせていただく前に、先ほどちょっと退職金のご質問をいただきました点について補足をさせていただきます。

先ほどご答弁させていただきましたのは13ページの退職手当の人数を申し上げましたので、実はほかに教育委員会、それから水道でもこの後ご審議いただくわけでございますが、そちらのほうの退職手当を計上しておりまして、教育委員会で今回補正が３名、それから当初では教育委員会４名、それから水道事業のほうでも４名を計上させていただいておりますので、ご参考までにご答弁をさせていただいておきます。

それから、先ほどご質問いただきました15ページの庁内ＬＡＮの敷設の委託料でございますが、これに関しましては、庁内の改修事業を今進めておりまして、今後、事務スペースの再配置を行いますので、それに伴いますコンピューターの電源、それからネットワーク回線の配線の委託料ということでございます。

それから、２点目の観光ＰＲ用の件でございますが、これに関しましては、現在の閉じられた庁舎ＬＡＮの中ではセキュリティーの問題もございますので、先日ご答弁申し上げたとおりでございまして、若干それはそこへ載せていくというのは困難かなというふうなご答弁を申し上げたところでございますが、独立回線でということも申し上げたんでございますけども、それに関しまして、この際この整備の中でというご意見かと思いますが、この予算の中で執行というのはなかなか難しい点もあるかと思いますけども、それに関しましても一度検討はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）市民会館の電気料の補正につきましてご説明をさせていただきます。

市民会館は、ご存じのとおり平成22年度から23年度まで耐震工事を実施いたしまして、休館とさせていただきました。平成24年度がその２年間の休館を受けまして、利用者もかなり減少したということで、24年度の電気料金もかなり低くなってございます。平成25年度当初予算時には、その平成24年度の実績をもとに予算を査定させていただいているという関係上で、当初若干低かったということになります｡ところが､今25年度になりまして、利用者がかなり戻ってきまして、非常に市民会館を利活用していただいておるという状況で、当然収入も使用料も増えている現状でございます。

そういうことで、利用者が増えてきたということと、それから利用者が増えることによって、当然電気料、使用料も増えるわけでございます。さらに、今回の電気料の値上げということも含めまして、若干不足が生じるということで､今回170万円を補正させていただきました。

なお､170万円の補正額につきましては、当然、文化スポーツ振興公社のほうが収益増となりますので、その分については全額を文化スポーツ振興公社から市の一般会計に入れていただくということで、歳入の９ページに諸収入のほうで170万円増額を計上させていただいてございます。

○議長（石橋英和君） 17番　松本君。

○17番（松本健一君） 新婚世帯のほうの今の状況を聞かせていただいて、これは来年は一つチャンスかなと思うんです。何でかというと、消費税は２段階で上がると。来年上がったとしても、その次もまた上がるかもしれんというところでいくと、まだまだ住宅の購入という期間はあるわけで、この３年の事業ですけど、最終年というのは結構期待できるのかなと。

そこでお尋ねしたいのは、来年度予算の状況、今組んでおられる中で調整されていると思うんですけど、そこで聞くのはどうかと思うんですけど、今の状況をまずベースとするのか、それか去年並みの50という当初の部分をベースにされているのか、その辺１点お尋ね再度したいなと思います。できたら、現状ここまで効果が上がるんであれば、本年度をベースで、実績をベースに算定をしていただいたほうが、また後々補正を組まないといけないということも防げるでしょうし、その点をお尋ねさせていただきたいと思います。

ＬＡＮの配線に関してですけれども、調査をまずしてください。そんなに金額かかるものじゃないはずです。ケーブルの長さと作業量的に言うたらそんな大したものじゃないと思うので、できたら包括してこの際やっていただいたほうが、改めてまた頼むとなると数万円でもかかってしまう、市が発注するとなると、やはり高い値段になるので、こういったところで少しでも手間を減らしていただいて、削減もしていただきたいなと思います。

市民会館に関しては、どんどん使っていっていただいているので、私も予約したりとかもさせていただくときに予約帳簿を見せてもらったりとかすることがあったんですけど、やっぱり需要が高まっているなというのはすごく感じます。その中で、ランニングの中でいろんな備品等の不足とかも今後考えられると思うので、できる限り効果的に使っていただけるように、その点のチェックの方法、文スポのほうにも改めてお願いしていっていただきたいなと思います。

２点だけ、もう一度答弁いただけますか。新築のほうとＬＡＮのほうと。

○議長（石橋英和君） 企画経営室長。

○企画経営室長（上田力也君） まず１点目でございますが、来年度の今、予算要求段階でございまして、当室といたしましては、今年の実績を加味して要求をいたしております。あくまでも今年の実績ということで考えております。

それと、また年明けからいろいろ住宅取得の補助制度だけではなくて、やはり本市は議員も９月の一般質問でありましたけども、やはり子育て、出産しやすい、そういうまちでございますので、その他の施策もあわせた中でいろいろ広報をしていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（石橋英和君） 企画部長。

○企画部長（森川嘉久君） ＬＡＮの配線の件でございますが、議員ご指摘のとおり、費用に関しては、多分議員のご指摘のとおりかというふうにも考えております。ただし運用体制の面もございますので、この間も一般質問でお答えさせていただいた点もございますので、いろいろその辺も含めまして、総合的にちょっと検討させていただけたらというふうに思っております。

○議長（石橋英和君） ２番　阪本君。

○２番（阪本久代君） 13ページの退職手当のところで、先ほど追加で教育委員会とかもまた説明していただいたんですけれども、全体で言いましたら、定年、勧奨も含めて、25年度では何人の方が退職をされて、26年度の新

規採用は何人なのかということについてお願いいたします。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）とりあえず退職のほうにつきましては、総数で現在のところ42名でございます。それから、採用につきましては、事務職が16名、それから消防職が追加募集がございましたので、現在それについても、これは退職をされました結果、追加募集をしておるんですけども､それも含めまして、消防も含めまして、あと土木職、それから社会福祉職も含めまして、総合計で27名の採用予定というふうになっております。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

11番　土井君。

○11番（土井裕美子君）15ページの自治会に要する経費の集会所新築改修補助金でございます。集会所新築改修を行う場合の事業費の３分の１範囲内で補助するものということで、今回は新築で恋野集会所１カ所、改修で応其集会所１カ所と上兵庫集会所１カ所ということが出ておるんですが、その内訳をまず教えていただきたいということと、それと、この集会所の新築改修補助金に関しては、ちょっと私も勉強不足で教えていただきたいのですが、各区に対して、これは新築を幾つもされるという場合の上限みたいなのはあるんですか。改修も、たくさん集会所がある地域ですと、全てにおいて改修に３分の１を補助するとか、もしそういう上限というのを設けていらっしゃるのであれば教えていただきたいなと思います。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）まず、今回補正をさせていただきました内訳を申し上げますと、恋野10班の集会所ということで、建設費につきましては914万6,957円でございます。それの３分の１掛ける0.9掛けということで274万4,000円でございます。それから、既に申請があって、建設が既に済んでおります同じく恋野４班、５班につきましては、変更がございまして、建設費が若干増えてございます。その関係で、補助金の追加といたしまして、建設費の増加分につきましては176万5,581円ちょっと増加いたしましたので、補助金の増加も52万9,000円増加しております。それから、さらにですけれども、恋野９班につきましては､逆に建設費が減額となっておりますので、その分の減額分28万9,000円を減額させていただいてございます。

それから、改修費といたしまして、応其区でございますけども、改修費の総額が254万4,268円でございまして､それの３分の１の７掛けということになりまして、上限が50万円と決まっていますので50万円、それから、上兵庫区が改修費が56万8,000円でございます。それに対する補助率、掛け率を掛けまして13万2,000円となりまして､合計で今回の補正額になってございます。

それから２点目のご質問ですけども、１年間のうちに何件も申請があれば認めるのかというような内容やと思うんですけども、集会所の新築改修補助金につきまして、橋本市の地区集会所建設及び管理運営補助金交付要綱に基づきまして、交付を行ってございます。その要綱には新築及び改修とも区で行う場合ということで規定されておりまして、実施箇所数につきましては、上限数は決まってございません、定めておりません。

また、集会所の新築及び改修につきましては、やはり区自治会が主体性で実施されるものでございますので、それぞれの区自治会での財務状況ですとか、それから建設または改修計画というのが区のほうで立案されることでございますので、市としても各区自治会から申請があった場合、その各区自治会の計画

を尊重させていただきまして、補助金を交付してまいりたいと考えてございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、次に、３款、民生費、４款、衛生費、18ページから29ページまで、質疑ありませんか。

６番　辻本君。

○６番（辻本　勉君）ここで言わせていただいたらいいのかどうか、ちょっとあれなんですが、ごみの問題で、債務負担行為がありますので、どうさせていただいたらいいんかなと迷っとるんですけども、ここで、衛生費のところでやらせていただいてよろしいですか。

○議長（石橋英和君）はい、どうぞ。

○６番（辻本　勉君）資料をいただいとるんですけども、生活系ごみ収集運搬委託業務を平成26年度からの債務負担行為があるわけでありますけども、28年度までですか、ここで現行生活系ごみ収集運搬委託ということで、一般の可燃ごみと分けられて、その他プラとかペットボトル、埋立、瓶とかいろいろあるわけですけども、この説明書の３ページの一番下なんですが、現行４台から２台増やされるということで債務負担行為をとっておられるんですけども、この２台増えるということについての影響といいますか、２台が増えますと、環境美化センターの人員の問題がどうなるのかということがあれなんです。それと、この２台が増えることによって、この債務負担行為の中で、従来からどれぐらいの予算といいますか、金額がアップしておるのかということ、それと環境美化センターの要因との兼ね合いというものが大変大事になってこようかと思うんです。本市にとって委託することにおいて、やっぱりいろんな経費か削減されるという、大きく削減されるんであればいいんですが、環境美化センターのこれを委託することによって、臨時職員等が職を失うということになりますと、これも大きな問題ではないんかなと思うので、その辺について詳しくご説明をお願いいたしたいと思います。

○議長（石橋英和君）市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君）まず、環境美化センターの職員の削減の件につきましてお答えさせていただきます。

今回２台増えるということで、これはその他資源ごみということで、乗車人員が１台２名ということになります。運転手と軽作業員が１名ということになりまして、４名が削減されるというふうに考えております。

あと、コスト的なことでございますが、今般の３年委託しております業務から、現契約から考えまして、約８割５分から９割程度のコストの削減に今回はなる予定となっております。

あと、環境美化センターの職員の影響ということでございますが、環境美化センターの職員体制につきましては、正職と嘱託職員、あと臨時職員という構成になっておりまして、申しわけございません、ちょっと資料がございませんで。そのうちで職員を削減するということにつきましては、今すぐということではございませんが、ということになりますので、臨時職員の方から４名の削減ということになろうかと考えております。

以上です。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君）ご指摘ください。

○６番（辻本　勉君）私がお聞きしたかったのは、このことによって従来よりもどれぐらいの金額、何割程度というそんな曖昧な答弁は要らんのです。どれだけの数字がというか、どれぐらいの金額がアップしたのかということと、人件費削減によってどれぐらいの削減ができたのか、その比較をきちっと数字的に

出してあらわしてくださいということなので、再度答弁いただけますか。

○議長（石橋英和君）市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君）今回の委託と今後委託するの比較でよろしいんでしょうか。

今回、可燃ごみが６年ということと、あとその他のごみが３年という契約を考えております。単年で比較いたしますと、可燃ごみで設計段階の比較によりますと、可燃ごみであれば単年で、人件費で言えば約340万円程度の削減を見込んでおります。全体的で言いますと、可燃ごみであれば370万円程度の削減を見込んでおります。その他の関係につきましては、内容的なものもございます。プラスチックであったりペットボトル、埋立とか、あと、その他瓶や粗大というところからで、若干削減の金額が変わってきますが、その他プラにつきましては約80万円程度で、人件費で言えば200万円程度の削減ですが、あと、燃料代とかを現在の原油高騰の関係からも加味しましたところ、全体的では87万円程度、その他ペットとか埋立、スチールのところでいいますと、人件費で言えば350万円程度、全体的では250万円程度の削減でございます。その他瓶とか粗大ごみに関しましては、人件費で約250万円、全体で言いますと340万円程度の削減となります。

○議長（石橋英和君）６番　辻本君。

○６番（辻本　勉君）私は聞きたいのは、この２台を増やして、どれぐらい、言えば委託するんやから、両者に委託料をお支払いするわけでしょう、それがどのくらいアップしたんなと。ここの上の部分はもういいんですわ。今までやってる部分は債務負担行為でやっていただいたらいいので、その下の部分の２台増えた部分に関して、どのくらい委託することによって経費がかかっとるんなと、従来よりもね。４台よりも２台増えた分でどんくらいかかっとるねんと。それと対比して、それはプラスになってるけども、人件費はこれだけ削減できましたよということをきちっと納得できるように答弁いただかんと、言えば４人削減という、臨時嘱託になるんかどうかわかりませんけども、臨時職員が４人職を失うということが大きな問題になるわけでしょう。委託することによって職を失っていくということになるわけでしょう。それを理由づけしようと思えば、それ以上の大きなプラスアルファといいますか、市としてメリットがあるんですよということでないと委託する値打ちがないでしょう。メリットなかったら、市のそういう嘱託職員というか臨時職員も、やはり生活がかかっとるわけでしょう。それをこういうことで委託することによって首を切ってしまうということになると、これも一つの、行政としては大きな問題だと思うんです、市民から見たら。そやから、やっぱりそれを納得させるだけの数字的なものをもらわんと、こういうのは承認できないということになるでしょう、我々としては。プラスアルファがなかったらそのままにしといたらいいわけですやん。市の臨時の嘱託の首を切らなくても、プラスアルファが大きくなかったらそのままにしといたらいいわけでしょう。

○議長（石橋英和君）副市長。

○副市長（清原雅代君）ちょっと根本的なところでご説明させていただきたいと思うんですけれども、そもそも橋本市では新たな現業職員は採用しないという考え方の中で学校の校務員でありますとか環境美化センターの職員等についても、現業の職場ではありますが、その職員は現在採用しておりません。それに伴いまして、事業の縮小を図っていくということで、現業職員に対する転任試験というのも行ってまいりまして、一般事務のほうへの転任を進めてきたという経過がまずございま

す。そんな中で、今回、ごみの事業につきましても新たに２台を増やしていくということで現在取り組んでいるわけですけれども、それに対する人件費だけを比較いたしますと、今現在の行っている職員に対する減らしていこうとしている部分と、新たに増やす部分というのはほぼ変わらないということでございます。

（「２回目の答弁もれでもういっぺん」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君）答弁もれご指摘してください。

○６番（辻本　勉君）答弁もれということでもう一回よろしいですか。

○議長（石橋英和君）はい。

○６番（辻本　勉君）今、副市長答弁いただいたんですけど、そういう基本方針があるんであれば、もっときちっと議会に対して明記をしてやっていってもらわんと、その都度その都度言われても困るんです。橋本市として、出先について、現業については臨時嘱託をなくしていくんやという大きな基本方針があるんであれば、それをちゃんと議会に明示をして、その方向に進んでもらわんとだめやと僕は思うんです。

それと、登用の問題については正職の話ですやんか。正職員、環境美化センターとか給食センターの正規職員は現業職を一般事務職に登用しておるということなんですけど、これは臨時や嘱託の職員との絡みは全然違うでしょう。臨時嘱託職員を登用するわけでないですやん。その辺でいくと、理屈がちょっとおかしいんかなと。それと、現業もそういう形を出していかないと、結構あそこだけじゃなしに、ほかにも臨時嘱託が入っとる現場あるでしょう。そしたら、今後そういうこともしていくと大きな方針を出していただけるんであれば、我々もそのことについて議論はできますけども、ただその都度、委託するから臨時職員を解雇するというような問題というのは、ちょっとこれ、今後市としても大きな僕は問題だと思うんです。我々もそれをほうっておくというわけにいきませんので、やっぱりきちっとした市としての大きな計画を出していただいて、議会も理解をしていく、そんな中でその都度、大きな計画があって、その都度現場を見直しながら、結局市としてメリットはあるので委託に切り替えていきますというんであればわかるんですよ。そういう方針も、言い方悪いですけど、こういう質問をされて初めてそういう方針を出してきて、もっとその辺をきちっと方針、市としての体制というか方針はきちっと持ってもらわんと、議会もそのことについて議論できないと思います。

○議長（石橋英和君）副市長。

○副市長（清原雅代君）言葉足らずで申しわけありません。環境美化センターにつきましては、現在、定年を迎える職員がそんなにありませんので、結果的には臨時嘱託のほうからやめていただかなければならないという現状がまずございます。それと、あと環境美化センターにつきましては、地元区との協定の中で10年間あそこを環境美化センターとして継続して使わせていただくという約束がございますが、その10年後につきましては、まだそのときの協議をすることになると思うんですが、やはりどこかへ変わるにいたしましても、現状の規模の同じようなものを持って移転するということはなかなか市としても困難なことと考えておりますので、その移転を考える上におきましても、縮小した形でやっぱりそれを考えていかなければいけないということもございまして、できるだけ縮小をしていきたいというような考え方で現在進んでいるところです。

○議長（石橋英和君）18番　井上君。

○18番（井上勝彦君）それに関連して、答弁はきちっとしていただきたい。私、今、監査のほうで指摘をしたことをちょっと読ませていただきます。部長もそのことをわかって、現在２台を要するに民間に委託すると。環境美化センターにおける人員体制の現況は、正職員20名、嘱託職員２名、臨時職員８名、平成24年度総コストは２億1,309万4,000円となってんねやな。それは間違いないですか。ごみ収集に伴うコストを勘案すれば、今後、正職員には積極的に一般事務職への転任、試験の受験を勧めて、環境美化センターの正職員を嘱託職員、臨時職員へと段階的に切り替えることにより民間委託部門を増やしていく等コストの合理化を進めていく必要があるということで、今回出されているわけでしょう。そのことをちゃんと説明をして、そしていくら削減していくんだという方向づけをきちんと議会に、みんなに知っていただかなあかんと、こういうことであるので、そのことを私としてはこういう形で出ておるので、それをきちっと説明していただけたらそれでいいと思うんですが、いかがですか。

○議長（石橋英和君）市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君）大変申しわけございません。金額につきましてはちょっと手元に資料がございませんので、今すぐに比較させていただくことはできませんので、後ほど答弁させていただきたいと思います。申しわけございません。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）全体的な行革、それから職員の雇用という観点からちょっとご答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど副市長のほうからも申し上げましたように、行革大綱の中でも民営化できるところについては市の業務についても民営化するという大方針を設定しておりまして、それについては議会のほうでも以前からご説明させていただいておるとおりかというふうに思います。その中で、今回ごみの収集業務に関しましても、こういう形で委託台数を進めるという方針を出させていただいたところでございまして、コストの比較についてはちょっと詳しくご説明が今現時点でできないのは大変申しわけございませんが、これに関しても総務委員会のほうでまた詳しいご報告をさせていただく予定になっておりまして、それはそれで若干ご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、雇用の問題でございますが、これに関しましては、先ほど副市長のほうからも申し上げましたように、正職員に関してはなかなか定年あるいは勧奨退職というような形と、あとは転任試験という形で、現在、技能労務職に関しましては一般職への転任を進めておるわけでございますが、そういう形での適正な配置ということを考えておりますが、確かに臨時嘱託職員に関しましては、委託に振り替えていくという中で削減はやむを得ないというふうに考えておりますが、これに関しましても市内全体といたしましては、今度は委託先で雇用がもちろん増えてくるわけでございますので、業務はなくなるわけではございません。そういう意味では、市全体としての雇用者というのは削減されるということではございませんというふうに考えております。ごみの収集委託以外でも、こども園の民営化もございますが、これに関しましても臨時職員、嘱託職員等で業務を積んでいただきまして､有能な方もたくさんございますので、ごみ収集に関しましてもそれぞれノウハウを持った職員もおられますので、委託という形になりましても、委託先でも今度、業務が発生してきますので、採用等の活動も行われる

と思いますので、その中で適正な就職活動と申しますか、市のほうでも若干それについてはできるだけ雇用していただくような形というのはお願いできるかと思いますので、そういう形で、せっかくの人材でございますので、市全体としてきちっとした有効活用を図っていけるんではないかというふうに考えております。

今のご質問に関しましては、監査委員からも以前からもご指摘もいただいておりますし、民間委託の大方針ということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（石橋英和君）18番　井上君。

○18番（井上勝彦君）今、部長の説明でほぼそのとおりだと思うんですけれども、例えば、私、歳入のほうでちょっと質問させていただこうと思ってましたんやけども、例えば、民間委託を今まで橋本市が進めてきました。そして、例えば広域での事業系のごみなんかも橋本市が真っ先に進めてきたということで、かと言うて、市民の人はごみに対する協力はしていただいていますし、何ら問題も出てないと。広域の中でも、橋本市で今現在そういった事業系のごみを広域で受けていますね、広域ごみ焼却場で。かつらぎ町、九度山町、高野町はそういう返還金もないですけども、橋本市は何千万円ありますか。逆に、事業系のごみについて広域からの返還金というんですか、これは歳入の中に入ってるかと思うんですけども、一昨年、もう３年ほど前からそういうこともあるでしょう。いくらぐらいありますか、年間。雑入か何かで入ってると思うんだけど。

○議長（石橋英和君）市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君）全体では１億1,780万4,000円、今回補正を挙げさせていただいております。そのうち、直接個人で広域ごみ処理場へ持ち込まれた金額と、あと事業所が直接搬入された部分につきましては5,357万1,230円ございます。

（「それでいいですけども」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君）２回という規則でございます。

（「歳入でやります」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

17番　松本君。

○17番（松本健一君）ちょっと細かいところで聞いていきます。23ページの学童保育に要する経費、運営費補助金で334万1,000円、これは、当初予算からこんだけまた増えてくるという部分は、どういった部分の補助になるのかご説明いただきたいのと、それと小学生医療に関しては、これは当初予算をこれだけの分だけ大きく超えてくるということは、学童の疾病等がこれから増えるということ、もしくはこれまでの状況が例年に比べて高くなってきているというところで、この冬を迎えてインフルエンザ等の発症を控えていると足りなくなるという予測を立てられているのか、具体的な部分をもう少し絞り込んでご説明いただきたいと思います。

というのも、小学生までの医療費なので、これは周知が進んでくると別の要因も含まれてくる可能性あるなと思うんです。６年生のうちに歯医者に行ったほうがいいというのは誰が考えても思うことなので、そういった部分で歯科の支給、歯科に関する部分の支給が増えてきているんじゃないかなというのも少し思います。その辺の状況も含めてご説明いただきたいと思います。

同じく23ページの一番下、私立保育所運営費負担金900万円に関して、恐らくこれも施設関係かなとは思うんですけども、ここもちょっと説明いただきたいと思います。

あと29ページのごみ収集ボックス設置補助金49万円、これに関しては市の事業で各自治

会が設置していく部分で、これは獣害の対策でされている面があると思うんですけれども、きのうも同僚議員と話している中で、カラスの被害がちょっと減ってきたように思うという話が出ていたんです。その一方で、けさ、林間の駅で６時半ごろからずっと立っていたんですけど、ちょっとカラスが飛んでいくのが見えて、どれぐらいそういう獣害の部分でカラスの被害というのは減ってきているのか、こういう囲い込みをしていけば苦情等は減っていってるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の状況も含めてご説明いただきたいと思います。

以上、４点お願いします。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（枡谷俊介君）まず第１点の学童保育でございますが、学童保育につきましては、平成25年度で補助金の国の補助額の基準額が変更になりまして、増額になりました。その他、当初予算との実績との差額もございまして､その分､補助金の基準額の変更、主な部分で213万4,100円と、あやの台の学童における児童数が当初予定よりも増えました。その分で120万7,000円、トータルで334万1,000円増えております。

続きまして、小学生医療でございますが、当初､小学生の児童数が減っておりますので、医療費がちょっと減る、微減すると見込んでおりました。ところが、今年度の実績を見ますと、10月までの実績を見ますと、医療費の件数が微増しております。というようなことで、実績見込みとの差額を補正予算させていただきましたので、今議員がご指摘されましたような６年生が駆け込みでというようなことについては、まだ感知はしておりません。

それから、私立保育園の運営補助金の負担金でございますが、これにつきましてはゼロ歳児及び１歳、２歳の児童のニーズが増えまして、その分によりまして私立保育園の運営費補助金が増えました。その他、年度当初で予定しておりました人数と、その他の３歳以上の人数に若干差がございましたので、その分によりまして補正をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君）ごみ収集ボックス設置補助金のことでございますが、補正を計上した時点で、ボックスが24カ所、ネット84枚の補助をしておりました。先ほどもカラスの駆除ということでおっしゃっていただきましたんですが、担当課のほうへはほとんどそういう苦情という声は出ておりません。というのも各地区でこのように積極的な対策をしていただいておりますので、苦情ということは今のところ聞いてございません。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（大倉一郎君）鳥獣害の関係になりますと、農林振興課のほうになります。以前、１カ所に集団でカラスが集まってきて、どないか対策をしてほしいというようなことでもお話はいただきました。ただ、被害についてはどうやってもごみを目当てに集まってくるというカラスが非常に多いということで、先ほど市民生活部長のほうからもお話がありましたけども、ネットで対策をするというのが有効に役立っているのかなと思います。それで、農林振興課のほうへは鳥獣害の被害としては来ておりません。

以上です。

○議長（石橋英和君）17番　松本君。

○17番（松本健一君）今のごみのカラスの被害で経済部長にもう一度状況を聞かせていただきたいんですけども、以前、市民の森であったりとか、今回の企業誘致を行っていくあやの台の北部用地に関しては、こういったカ

ラスの営巣地になってしまっているような話をよく聞いていたんですけれども、そのほうはもうほとんど見られなくなってきたという認識でよろしいんでしょうか。要するに、餌になるような、そういうごみがなくなってきた、ごみがなくなったわけではないですけど、食べれなくなったという部分では、やはりそういうところにはもう住まなくなってきているのかなというふうに思えるんですけど、その点の状況をもう一度聞かせていただきたいなと思います。

あとは、もう一点。学童保育のほうですけれども、国の補助額が変更になったことについてですけども、子ども１人当たりに置き替えるとどれぐらい補助がついたのか。それによっては料金も変更等もある可能性もあるので、一応その辺を教えといていただきたいと思います。

以上２点、お願いします。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（大倉一郎君）あやの台のほうのカラスのほうがあやの台のほうに集まってくるんじゃないんかなというようなご質問だとは思うんですけども、違いますか。開発によって自然環境が変わればカラスのすみかも変わってくるんじゃないかなというようてご質問ですか。大変失礼しました。

確かに、自然環境が変わればカラスのすまいのほうも変わってくることだと思います。

以上です。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（枡谷俊介君）国の補助基準額の変更についてのおただしでございますが、補助基準額の基本額というのがございまして、これにつきましては段階的に人数段階で決まっておりますので、１人いくらというその段階のところでかつかつのところが１個上へ行ったらたくさんいただけるし、そのまま１個下に入ったらまた少ないというようなこともございまして、１人当たりいくらというような額を出すことはできません。

以上でございます。すいません。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君）答弁もれご指摘ください。

○17番（松本健一君）健康福祉部長ね、何で私がこれを聞くかというと、学童保育所というのは運営がやっぱりきついわけですよ。それで、国の補助がちょっとでも上がるという部分では、市はしっかりと金額的な根拠を持っておかないと、運営はあなたたちですよ、お金の流れとしてはこっちに来たからこれではいどうぞ、それじゃ困るんです。全体的にどれぐらいなのかということをつかんでいていただきたいので、ちょっと細かい点ですけれども、できたら子ども１人当たりに対してはどれぐらいが見込まれているのかというところを聞かせていただきたいんです。

お願いします。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（枡谷俊介君）難しい質問なんですけども、単純に計算をいたしますと、だいたい１人当たり年3,000円ぐらい増えていると思います。基準その辺、先ほど指摘されたような点につきましては、今現在、子ども・子育て会議を行っておりますので、またその辺で議論できたらいいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

７番　中西君。

○７番（中西峰雄君）先ほどのごみの収集委託の件につきましてお尋ねをいたします。

まず、簡単なことからいきたいと思いますけども、この契約が可燃ごみが６年、そうでないのが３年ということになっておるんです

けども、この債務負担の年数の違いというのはどういう理由からなのかというのが１点です。

それと、この契約の内容につきまして、今、アベノミクスでデフレ経済を脱却して物価を上げていこうという政府の日銀を使った基本的な政策があるんですが、現実に円安になってきて、特に燃料価格が上がってきております。今後もそういう懸念がございます。その中で、この契約の内容につきまして、物価、特に燃料の上昇についての契約内容はどういうふうになっているのかということをお尋ねいたしたいと思います。これで２点ですね。

もう一点は、先ほど副市長からも基本的な方針を説明いただいたわけですけども、要するに、現業職の方をできるだけ転任試験を受けていただいて、一般行政職にというお話なんですが、なかなか現業職でずっとやってこられた方が転任試験を受けて職種を変えられるというのはなかなか難しいところも多々あります。そのときに、まず労働契約の中で現業職として採用された方を一般職に転任するということが法的にどうなのかと、拒否されたらどうなるのと。私は慣れた現業職でずっといかせていただきたいんだという方もいらっしゃるかと思います。そんなときには、これも法的にはどうしようもないのかどうかという点のただしをさせていただきたいと思います。

もう一点は、現業職でやられて、できるだけ転任試験を受けていただきたいということなんですけども、人材活用の教育プログラムというものがどのようになされているのかなと。ただ単に転任試験を受けてくださいよでは、なかなかしんどいところもあると思います。業務も、勤務時間内で、勤務時間のできるだけ効率的にして、時間内で勉強のプログラムを組んで勉強していただくようなこととか、そういうようなことも考えておられるのかなということをお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君）可燃ごみとその他ごみの契約年数の違いでございますが、可燃ごみにつきましては、本来３年間でございましたが、可燃ごみにつきましては週１回に地区が今後も変更する可能性もあるんですが、今のところ、ちょっとその可能性というのは、努力はしているんですけれども、今は落ち着いている状況でありまして、可燃ごみの収集につきましては大幅な変更というのはほとんど見込まれないというふうに考えております。

ただ、その他ごみにつきましては、ごみステーションの問題であったり、収集方法であったりというのがいまだ確定がされておりませんので、その見直しを今後３年間かけて見直しを行いまして、確定をごみステーションから始めて、いろんな問題点をもう一度点検し直すということで契約年数を変えてございます。

燃料代につきましては、契約書が今手元に持っておりませんが、大幅なそういうような変動になった場合につきましては、双方協議してということになっているかと思いますが、後ほどまた正確な答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）転任試験の件でございますが、これは身分の変更を伴うことでございますので、労働組合のほうとも協議をさせていただきながら進めておるわけでございますけども、当然のことながら試験を受けるか受けないかというのは本人の意思ということになっております。

それから、先ほども現業職から一般職に移

っていただくわけでございますので、業務の適用の件もございますので、今の制度上は試用期間を設けまして、その間に本人の希望によりましては、また現業職に戻れるという制度の枠組みにさせていただいております。ただし、現在かなりもう進めておるわけでございまして、ちょっと正確な人数は手元に資料がございませんが、現実に転任試験を受けていただきまして、事務職になった方が相当数おられまして、それぞれの持ち場で頑張っていただいております。ただし、議員もご指摘いただいたとおりでございます。かなり職種が違いますので、その中でいろいろな業務上の悩みでありますとか、そういうことに関して職員課のほうで相談も受けさせていただいておるのは事実でございます。

それから、研修制度でございますか、現在のところ、ちょっとそこまで対応できていないのが現状でございます。ただし、以前から包括的な研修制度の中で、一般的な知識に関しましては、現業職、一般職にかかわらず、基本的知識の受講はしていただいておりますので、基礎的な知識は持っていただいとると思うんですけども、それぞれどこに配属されるかによりましては、特殊な知識も必要になってくるかと思います。ただしこれは一般職におきましても、人事異動に伴いますといろんなことがございますので、これはオン・ザ・ジョブトレーニング、ＯＪＴですか、現場の中で身につけていただく必要があるんかなとは思いますけども、基本的な知識の不足ということが今後あるようでございましたら、特別な研修ということも検討する必要はあるんかなというふうには思いますが、現状ではスムーズにある程度いけておるんかというふうに思います。

それから、転任試験の中で、基礎的な知識、パソコンでありますとかそういうことに関しましては、一応試験の項目にもさせていただいておりまして、転任を希望される方につきましては、自分で相当そういうことも訓練をいただいておるようでございますし、あとのパソコン研修等は一般職も含めまして専門機関で受講する機会をたくさんとっておりますので、そういうことに関しましては制度的にかなり充実をさせていただいておるというふうに思います。

パソコン研修については受講枠があるわけでございますけども、できるだけ転任者を優先して優先的に受けていただいておるというのが現状でございます。

○議長（石橋英和君） ７番　中西君。

○７番（中西峰雄君） 答弁ありがとうございます。

転任制度についてなんですが、私が思いますところは、なかなか職掌が変わると難しいのが現実だと思うんです。積極的に現業職から転任していただこうとすれば、研修制度というのが充実していかないと、手慣れたところでおりたいよと、校務員とかもまだいらっしゃるかと思いますが、ということになってしまうと思います。ですから、勤務時間中、あるいは時間外についても、現業職の方について一般職に必要なスキル、能力の開発についてのプログラムというものをやはりつくるべきだと私は思っているんです。それがどんだけの効果があるかというのはなかなか難しい。例えば私が市の職員に採用されるのに何ぼ教育していただいても役に立たんというようなこともあるんですけども、そういうこともあるかもしれませんが、やはり積極的に転任していただくためには、能力の研修制度というものを設けていかれるべきじゃないんでしょうか。再度お尋ねします。それと、現実に転任された方も総合的な一般職としての対応力に問題があるということもあるので、こ

の辺を答弁をお願いします。

○議長（石橋英和君） 企画部長。

○企画部長（森川嘉久君） 議員ご指摘の点もなかなか、特に年齢の点も若干あるかと思うんですが、若い時期に転任していただくのと、相当年齢を重ねてから転任していただくのとが若干適応の差というのもあるかというふうなことを現実として思っておりますが、現在のところ、皆さん積極的にその転任試験を受けようという意欲を持っていただいておるのは事実でございます。ただし、議員もご指摘のように、なかなか思うようにその職場に適応できないというようなことが起こってきますと、皆さん、そしたらその後の方もなかなか、もうそしたら転任やめとこうかというようなことになってしまうかと思いますので、その点に関しては十分配慮をしていきたいというふうに思っておりますし、カリキュラムを組んでというところまで行けるかどうかもわかりませんが、十分今の現実を踏まえながら研修制度についても十分検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（石橋英和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） ないようですので、この際、午後１時まで休憩いたします。

（午後０時７分　休憩）

（午後１時00分　再開）

○議長（石橋英和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君） 失礼いたしました。先ほど、辻本議員と井上議員からのおただしがありました、委託料の削減のことでございますが、先ほども、単年で比較ということになりますが、現行で９台分の委託料は１億5,081万5,000円となっております。新たに、26年度から委託年数と台数も見直す中で、11台として１億5,894万円の設計金額となっております。差額につきましては812万5,000円が増ということになりますが、臨時職員の削減ということで約1,200万円の削減になります。差し引きしますと、約400万円の削減ということになります。

続きまして、中西議員からのおただしのありました、燃料費が上がっていけば契約を見直すのかという件でございますが、契約書を確認いたしますと、そういうことはなくて、収集変更の場合は協議してということになっておりまして、私が勘違いしておりました。高騰した場合につきましては、積算の中で直接経費として10％を見ております。その中で、ガソリンを含む物価変動分につきましては、その経費の中で対応していただけるものと思いますので、契約の変更は考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

失礼いたしました。

○議長（石橋英和君） 次に、６款、農林水産費、７款、商工費、28ページから33ページまで、質疑ありませんか。

22番　中本正人君。

○22番（中本正人君） 商工観光課から出ています、やどり温泉いやしの湯指定管理委託についてお伺いしたいと思います。この件につきましても、全般で聞いてもよかったんですが、あえてここで聞かせていただきたいと思います。

これにつきましては、債務負担で一応53ページ、54ページに出ております。これ、先ほども聞いていたと思うんですけど、よろしいですか。よろしいでしょう。いいですね。

ちょっとお聞きします。これを見ていまして、私が一応おかしいなと思うのは、この上げる理由ですわ。これも委託料だったら委託

料で上げていただければいいんですけども、この理由としまして、アクセス道路の条件が悪い、それから電気料の値上げということで、これ、書いてますけども、これはもともと契約する時点においては、アクセス道路が悪いというのは、もともとわかっているんじゃないのかなということです。

一番聞きたいのは、契約というのをどのように考えているのかなということを、私、お聞きしたい。普通は、契約するということは、３年後にでも期限を切って契約するわけですよね。その間は、もし経営となって黒字経営ならば、それはそれで良しと。しかし、もし赤字経営になっても、それは相手方の経営のあれということで、何でこんな負担せないかんのかな、補填せないかんのかなというふうに私は感じるんですけども、そこで、まずお聞きしたいのは、年間の赤字金額はいくらぐらいあるのか。そして、２年間ということになってますけども、この２年間というのは、どういうところから２年間というのが出たのかということについて、まずお聞きしたいと思います。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（大倉一郎君）最初の、中本議員のほうからのおただしでございますけども、こういう赤字が出た場合のリスク分担はどうしていくんかというようなおただしが１点目やと思います。

指定管理の、この協定書のリスク分担表というのがありまして、20万円未満の小規模な修繕、10万円未満の備品の修理は指定管理が行うということになっています。それ以上の修理・修繕や経年劣化による大規模な改修は市が行うものという形になっております。

今回、赤字が出た原因ですけども、先ほど中本議員のほうからもお話をいただいたんですけども、やどり温泉へ行くまでのアクセス道路の問題、この台風による被害とかありまして、また、アクセス道路が非常に狭く、国道371号線を局部的な改良をしていかなあかんというようなことがありまして、県が工事をしていただきました。それで、県の工事の関係で、通行規制等を設けて工事という形になりましたので、非常に営業に支障が出てきたというのがあります。

それで、もう一点目は、先ほども電気代のことになるんですけども、今回のやどり温泉は、オール電化という形のシステムになっております。それで、現在、湧き出てくるお湯の、源泉の温度が30.4度ということになりますけども、これは調査時の気温が26.3度の調査時の温度になりまして、一旦タンクに出てきたお湯をためて、再度そこからポンプアップしていやしの湯のほうに送っていくという形になります。それで、温泉で利用する場合、温度がまだ30.4度ということになりまして、その場合でも、まだ沸かしてお湯を供給していかなならないというようなところがございます。また、冬場につきましては、この30.4度のお湯が非常にまた下がってしまって、保温効果が非常に、保温の対策はタンクのところでしておるんですけども、なかなか冬場は、まださらに温度が下がるというような形になります。

それで、このいやしの湯のところにつきましては、室内の温泉と屋外の露天風呂というところもありまして、非常に電気代が年間約200万円ぐらい、今までの電気代よりも、これは東北の大震災の震災によりまして、電気代が上がったというところになるんですけども、その電気代がアップしたために、200万円がアップされるということになります。

それと、この後、契約なんですけども、今年度３月、来年の３月31日をもって指定管理期間が満了となるわけでございますけども、

開店が平成24年３月からですので、26年３月で丸２年という形になります。

指定管理の指定にあたります債務負担行為ですけども、年間約、今、まだこれはあくまで推定の金額で、870万円ぐらいの年間予算が赤字になっていくんじゃないんかなというううちの約半分、400万円を年間指定管理料として、市のほうは支払いをしていきたいということでございます。

○議長（石橋英和君）22番　中本正人君。

○22番（中本正人君）そういう話をしてもらえますと、私もわかるんですよ。ただ、この文章を読みましたら、アクセス道路が悪いからとか、電気料が上がったからと。この文章で、ああそうですかというふうには、僕は、誰が見ていてもそう思うと僕は思うんですよ。だから、もうちょっとこの文章を考えて書いてもらわないと、もし、このままいって、もし仮に我々、仮に市民から、こんなことであんたら通したんかいとなれば、これは大きな問題ですので、もう少し、もっと慎重に書いていただきたいなというふうに私は思います。

それで、もう一つお聞きしたいのは、この管理委託料が、今までこれは無償でしたわね。これは、はじめ契約する当初、この管理委託料についての話は出なかったのか。それとも、はじめから無償ということでしていたのかということですよね。それを一点お聞きしたい。

そして、もう一点は、これから２年間、年間約800万円ということですけども、これは、これからずっとこの委託料というのは、この数字で出していくのか、この２年間で終わりなのか、それについてお伺いします。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（大倉一郎君）最初から管理委託料無料という形の公募を行いました。最初は、公募で企業の方が３者あったわけでございますけども、３者のうちのケービックスが、一番経営していく上で非常に優位な企業であるというような形で選定をしたわけでございますけども、管理委託料については、最初から無料という形の公募でありました。

それと、この管理委託、26年、27年においても、２年で終わりなのかというご質問だと思うんですけども、金額につきましては400万円で管理委託料、２年後もということですか。失礼しました。あくまでこの管理の期間につきましては、２年間という限定をとりあえずしていきたいなと考えております。指定管理者が継続して経営努力を続けていくことが重要と認識していますので、経済状況が激変する、この２年間の経営改善状況を見ながら、とりあえず２年間を決めて、その後はまた考えていきたいなと考えております。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

12番　清水君。

○12番（清水信弘君）お客さんがたくさん見えたら、まあまあうまいことといくという答弁だったと思うんですけれども、もちろんそうだと思うんですけどね。

ちょっと拝見しましたところ、竹やぶのところが崩れたんかな。災害で。もういかにも災害跡という感じがしますよね。あれをどうするのかとね。それから、あの立派な橋から下を見ますと、流木がそのままになっておる。これが、どこがやるんか、県がやるんか国がやるんか、ちょっとわかりませんけれども、そこの管理者のほうで取り除ける程度のものだと思います。それと、川の水がオーバーして倒れた柵なんかがあるんですけども、これなんかはいまだにほったらかしでしょう。これは、客を呼べる努力をしてないということですよ。もう明らかにそう見えます。災害があった跡へ誰が行こうと思いますか。その点をどう思われているのかな。その修理等を向こうに押し付けるんか、市で行って、市の方

が行ってもすぐ終わると思うんですけどね。そこのところ、どう思われているのかお願いします。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（大倉一郎君）竹やぶのところの法面の修繕について、１点目、質疑いただいたんですけども、竹やぶの修繕のところ、法面については、専決予算で計上させていただきまして、この修繕をしていこうということになっております。

それと、同じくこの下の柵につきましても、同じような、専決予算の中で修繕をしていくという形になります。

それと、川の流木につきましては、この川につきましては県の管理河川ということになっておりますので、流木につきましては、県のほうに今、自然環境上もやどり温泉の営業上も非常に支障を来すということにもなりますので、県のほうに要望をしておる状況です。

○議長（石橋英和君）12番　清水君。

○12番（清水信弘君）そうしてもらったらいいですけれども、私が言った後の二つは、本当に個人でも簡単に取り除くことができると思いますので、言っておきます。

以上です。

○議長（石橋英和君）答弁はよろしいんですね。

○12番（清水信弘君）結構です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

17番　松本君。

○17番（松本健一君）今のやどりに関して質問させていただきます。

そもそものこの問題は、先ほど来、経済部長説明していただいたように、電気代の問題と災害の今後のリスクという部分のお話が起因していると思うんです。今回は、今後２年間の売り上げを補填するような形をとろうという策だと思うんです。ただ、これだけが方法、手法じゃないと思うんですけれども、まず、簡単に考えられるのは、経済建設委員会の中で前回説明されていた電気代に関しては、２月がピークで、先ほど説明していただいたように、冬の厳冬期に沸かさないといけない。外湯のほうは、結局はかけ流しになるので、泊まられると、どんどんそれが出ていってしまうという問題があるかと思います。

それならば、まず一つ考えられるのは、機器を２月だけ、電気じゃないものを入れて沸かすことができないのか。それに対して、どれぐらいのコストがかかって、それをどれぐらいの償却がかかってくるか。単年で400万円ということであれば、10年で4,000万円かかる可能性があるわけですよ。それなら、これを入れたほうが効率がいいという考え方もできたはずです。

で、もう一つあるのは、もう全く２月はその施設を使わない、閉館するというのは当たり前にしてしまう。そうすると雇用の分も削減できるわけですから、電気代ももちろんピークカットができるので、恐らく９月ぐらいが一番のピークになるんだと思います。それぐらいのピークに合わせていくということも考えられるはずです。この辺、検討されているのかどうか答えていただきたいのと、それと、そもそものこの経営に無理があったんじゃないか。市から持ち出しがないから、これでこの施設をどうぞというところで渡したけれども、やっぱり無理だったということの認識ではないんかなと。

私が単純に思うのは、ああいった山合いの施設で、お風呂だけの管理で本当にもつのかというのは、事業者が入られたときに疑問しかありませんでした。なぜかというと、やっぱり飲食というところが一番の売り上げが強いわけですよ。そこに対して飲食、食べ物があって、そこに行ってお風呂入って、じゃあ

食べ物の部分はどれぐらいのニーズを生んでいってるのか。あそこの施設に関しては、この辺がすごく疑問です。あまりに、ちょっと私も夏場行って驚いたんですけど、対応自体がちょっと唖然とするようなことがありました。そういう、客を驚かすような対応をしている部分で、じゃあリピートして行こうと思うかという話になるわけですよ。

その辺の、どういうふうに飲食との経営権的な部分でとらえられているのか。もし、運営が難しいのであれば、そういった部分も含めて委託してしまう。もし仮に、地元にやってもらわないといけないんであれば、今、売り上げを持っていらっしゃる分の利益を、その企業が売り上げ補填をしてあげて、プラスアルファで売り上げた分は、その企業に入るという仕組みも持っていけるんじゃないかなと思います。その辺も考えていかないといけない。

じゃあ、今回の、もう名前出ているので、ケービックス自体が無理なんであれば、企業を変えるということも検討しないといけないんじゃないかと思いますよ。それを全くせずに、単純にもう２年そのまま、その企業だけでやるんやということの、これはもう行政の委託の努力が足りない。その点は否めないと思います。我々も市民に説明するときに、この400万円出さんと仕方がないんやというふうに言わざるを得ないわけですよ。この時点では。そこに対しては、行政の判断をしっかりと説明していただきたい。その点についてお尋ねさせていただきたいのと、別件、ちょっと細かい部分ですけど、31ページの負担金補助及び交付金で、学文路地区河南幹線農道建設促進協議会補助金２万2,000円、それと、清水・西畑地区地域農業再生促進協議会補助金6,000円、ちょっとこれ、細かいので逆に目立ったんですけど、当初予算があって、プラスのこれだけ足すという部分では、まず、どんな団体なのか。それと、なぜこの補助が必要なのか。当初の補助目的というのは何なのかということをお尋ねさせていただきます。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（大倉一郎君）最初の、１点目の、この２月のピーク時、一番寒い時期のいろんな、今の電気代の関係から、いろんな他方の、ほかの機械を入れて電気代をなくすというような、ほかの効率的な、非常にもっと考えるべきじゃないんかなというようなご質問と、２月に閉館をしたらどうかなというようなご質問が、１点目がありました。

このことにつきましては、いろいろと商工観光課のほうでも、いろんな電気代にかわるものが、また新たにつくることができないんかというのも検討しましたけども、非常に金額がかかってくるというようなことで、今考えておるのが、営業時間の短縮というんですか、休館日を増やしていこうじゃないかということについては、人件費の削減にもつながっていくということになります。それで、２月を全て休んでしまうというのも一つ、それは検討していかんなんことかもわかりません。

二つ目の、ケービックスの経営に無理があったのではないかというご質問がございました。本当に外的な要因から発生した、お客さんが非常に少なくなったというのが１点と、先ほども説明させていただきましたけども、アクセス道路の問題から赤字が出てきたというのが大きな原因の一つでありまして、この企業、ケービックス自体の経営に無理があったのではないかということは、市のほうは全くなかったと思っております。ただ、ケービックス側につきましては、今後、営業につきましても、さらなる努力を続けていくということでございます。

３点目の、このいやしの湯の中に、飲食と

いうんですか、食べるところがあるんですけども、飲食のところで、以前行かれたら非常に対応が悪いというところについては、直していかないけないところでございます。飲食につきましては、ケービックスが経営をしているわけではなくて、食堂部門は地元の団体で、やどり地域振興協会というところに委託をしまして、イノシシや鮎といった地元食材の提供をしていただいているような状況でありますので、今の時期でしたらイノシシ鍋とか、非常に一度はまた行ってみたいなというような、リピーターも増えてきているところでございます。

現在、ケービックスというところで指定管理をしていただいておるんですけども、企業を変える気はないんかというようなことでのご質問がありました。今回、指定管理をしていただいているケービックスにつきましては、いやしの湯以外にも全国で４箇所、温泉施設を運営しておりまして、いずれも順調な経営状況と聞いております。

しかしながら、やどり温泉は、先ほども説明させていただきましたけども、外的な要因によって非常に厳しい状況が出てきたということで、赤字が出てきたわけでございますけども、施設管理者を再度募集をするという方法も一つはあるんかもわかりませんけども、従前と同じ条件で公募することにつきましては、施設営業そのものに影響が出てくるんではないんかなと思います。いろいろなセットプランの開発等、ケービックス側のほうでネット予約の開始とともに、人員の調整による経費の削減など、経営努力を続けていただいています。このケービックス、現在のケービックスの指定管理者に継続することが最善策であるというのが、市内部で何回も検討した結果でございます。

それと、31ページの学文路地区河南幹線農道建設促進協議会補助金２万2,000円と、同じく、清水・西畑地域農業再生促進協議会、どういう団体なんかなというようなことでございます。学文路地区河南幹線農道建設促進協議会というのは、左岸農道を建設をする協議会の団体になります。それと、清水・西畑地区地域農業再生促進協議会というのは、今回、市のほうで事業を行っております左岸農道に隣接するところに圃場整備を、西畑地区、一部清水のほうにも入ってきますけども、京奈和自動車道の残土をもらいながら、圃場整備をしながら連絡道路をつくっていくという市の事業につきましての協議会の団体という形になります。

すいません。ちょっとたくさん質問いただきましたので、抜けてえらい申しわけないです。

この金額なんですけども、この西畑の関係の市の事業と、左岸農道の県の事業の協議会の団体、この２万2,000円と6,000円ですけども、当初予算では、一定の協議会への補助金は決まっておりまして、その後、市への貢献度というんですか、イベントへの参加等、いろんなイベントのほうへ参加いただいておりますので、ボランティアとして参加いただいた費用を貢献度として、最初、当初予算でつけた金額に対しての最高２割を限度としてつけた金額になります。

○議長（石橋英和君）17番　松本君。

○17番（松本健一君）今、最後の部分にすごく引っかかったので、さきの部分のことを全部忘れかけたんですけど、まず、ケービックスが今に選ばれている理由、私もその当時、経済建設委員だったので覚えているんですけど、やはりネット募集のメリットというところをかなり強調された記憶があります。その独自のチャンネルというところに、かなりこだわったと思うんです。じゃあ、ふたを開け

てみると、企業が思い描いていたような環境的なリスクというのは、もっと高かったということだと思うんです。それであれば、それを超えれるぐらいの集客性をつけてあげないといけないわけですよ。

もし仮に、災害で道路が寸断される、そこまでいくのはちょっとあれですけども、そうではなくて、雨とかのリスク、集客が落ちるリスクという部分をしっかりとカバーできるぐらい、通常の平日でも売り上げがぐんと伸びるような形をもっていってあげないと、いくら立派な施設を山の中につくったとしても人は行かないですし、先ほど言われたようにイノシシ鍋とかを、一度は行ってみたいと、一度しか行ってもらわんと困る、もっと行ってもらわんと困るわけですよ。二度、三度と市内の人も市民も皆が、もう何回も行きたいよと思ってもらわんと困るわけです。そこなんですよ。そこをちゃんとした、市がイニシアチブをとってもらって、ちゃんと引っ張っていってもらう。

これはケービックスももちろんですけれども、地元の協議会の方々、運営する主体の方々をやっぱり高めていっていただくしかない。で、もし無理なんであれば、その売上補償的なものをちゃんとつけて、またそれは別のところに、もっと魅力を高めましょうというふうにもっていくということを考えていかないと、これは指定管理を２年伸ばしたからといって、もう放っておいたらええということじゃないわけです。これ、400万円を仮に出したとしても、そこだけは商工は絶対やらないといけないと思います。これだけはお願いしたいと思います。それで、もう一回、それに関しては回答をいただきたいんですけれども。

（「議長、議案17号にあるんで、あんまり、ちょっと整理したってよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君） 17番議員に限ってじゃないんですが、補正予算に関しての部分に絞っていただきたい。

○17番（松本健一君） 議長、それであれば、はじめからとめるべきですよ。

○議長（石橋英和君） そうなんですよ。

○17番（松本健一君） そうですよ。ここで議論は切れないですからね。まず聞いてますからね。まず、一回は最後までさせていただきたい。私のときに言うんであれば、それであれば先ほども全部ですからね。そこは議長がちゃんと仕切っていただかないと。これは議長の責任ですからね。わかりますか。

○議長（石橋英和君） 端的にお願いいたします。許しますから。

○17番（松本健一君） いいですね。そしたら、先ほどの清水・西畑の部分ですけども、貢献度ではかってこの補助金をつけられたというお話でいくと、どうやってその貢献度というのをはかるんですか。こういった部分は。そこをちょっと、ちゃんと説明をしていただきたい。その部分をお願いします。

○議長（石橋英和君） 総務部長。

○総務部長（北山茂樹君） 任意団体の補助金につきましては、補助金交付基準というのがございまして、その中で、一つは、市のイベント・行事等にボランティアで参加していただく。例えば、前年度でしたら紀の川祭というのがありまして、それの清掃ボランティアとして、団体として参加していただくということになりましたときに、一応市への貢献度という形で、紀の川祭だけじゃなんですけども、その市の事業やイベントの参加の回数によって、最高２割までという一つの基準がございますので、それに基づいて上乗せをさせていただいておるという状況でございます。

○議長（石橋英和君） 経済部長。

○経済部長（大倉一郎君） やどり温泉いやし

の湯のリピーターを、市のほうも積極的な形で企業側についても応援をしていかないけないんじゃないんかなというご質問でございますけども、それは市のほうにつきましても、最大の努力をしていきたいなと考えております。

○議長（石橋英和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） ないようですので、次に、８款、土木費、９款、消防費、34ページから39ページまで、質疑ありませんか。

17番　松本君。

○17番（松本健一君） まず、35ページ、道路維持に要する経費の自動車購入費119万7,000円、当初予算になかった分で、車を購入するということなので、一応説明をいただきたいと思います。

あと、37ページ、一番上、河川総務に要する経費で、全国治水砂防協会県支部負担金18万1,000円と、小規模がけ崩れ対策事業負担金47万円のご説明をお願いします。

○議長（石橋英和君） 建設部長。

○建設部長（松浦広之君） まず、自動車購入費でございます。これにつきましては、ダンプタイプの軽トラックでございます。平成15年に購入いたしましたが、エンジン等の調子が悪く、修理不能ということで、11月に廃車いたしました。それを新たに購入させていただきたいということで、今回、補正で上げさせていただきました。

それから、全国治水砂防協会県支部負担金及び小規模がけ崩れ対策事業負担金につきましては、当初予算を組む段階では、それぞれ額が確定しておりませんでしたので、今回、補正で上げさせていただきました。

中身につきましては、全国治水砂防協会県支部負担金は、県が行います砂防事業の率割と均等割がございまして、その額が確定しましたので、今回補正で計上させていただきました。それから、もう一つの小規模がけ崩れ対策事業負担金につきましては、本市内で県のほうで事業をしていただいております砂防事業、３箇所ございますんですけども、これの10％が本市の負担ということになっておりまして、それを計上させていただいております。

○議長（石橋英和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） ないようですので、次に、10款、教育費、40ページから47ページまで、質疑ありませんか。

14番　中本浩精君。

○14番（中本浩精君） 41ページの小学校施設等整備に要する経費について、端的にご質問いたします。

まず１点目が、購入されます面積と平米単価、お教え願えますか。２点目なんですが、財源は緊急防災・減災事業債を活用するということですが、避難場所を設置するということで、市のほうから購入を検討されたものかどうかという点と、もう一点、避難場所、今後、どのような避難場所として活用されていくかといいますか、どういう構想を持っておられるかということ、この３点お聞きします。

よろしくお願いします。

○議長（石橋英和君） 教育次長。

○教育次長（坂本安弘君） まず、土地の購入費でございますけれど、地権者が２人ございまして、あわせて5,034.95㎡、実測面積でございます。

それから、購入単価ですけれども、現在まだ鑑定をとっておりませんので、実際の購入価格ではございませんで、予算を積算する上での購入単価というところで、固定資産の評価税額から割り戻していっておるんですけれども、総額で、ちょっと計算式を申し上げま

す。固定資産の評価税額から２万7,440円を、これ､実勢価格に割り戻すのが0.7で割り戻すんですけれども、そこに先ほど申し上げた購入面積を掛けた数字で、１億9,737万1,000円という金額が算出されております。

それから、ちょっと私のほうで、避難場所の件でございますけども、議員もご承知のとおり、既に校舎、それからプール、橋本小学校についてはほぼ解体が予定どおり進んでおりまして、ですけれども、いわゆる屋内運動場、体育館は残す予定でございます。社会体育施設として残していく予定でございますけれども、その体育館については既に避難場所に指定をされておりますので、引き続き避難場所として、社会体育施設である一方、災害時の避難場所として、これからも残していくということになろうかというふうに思います。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

17番　松本君。

○17番（松本健一君）41ページの、元気な森の子事業に要する経費の中で、元気な森の子事業委託費14万7,000円に関してですけれども、この事業をちょっとご説明いただきたいなと思います。多分、高野山での林業体験をするというものだと思うんですけども、結構評判がいいというか、うちの子も行かしていただいて、昨年やったと思いますけど、そういう事業で、これはあくまでも高野山でしか使えないという事業なのか、それか、例えば市民の森とかで維持管理をしている団体があった場合に、市内でもこの事業というのは、そういった活動を持っていくことができるような予算なのか、その点をちょっと加えてご説明いただきたいんですけれども、お願いします。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）議員おただしのように、高野山の森林体験学習等に要する委託料ということで、県費で100分の100の補助をいただいて実施しておる事業でございまして、紀見小学校とあやの台小学校でその事業を実施しております。たしか、ちょっと正確な答弁がさせていただけないので申しわけないですけども、森林組合に事業委託してお願いをしてやっておる事業ということで、現在、高野山の森林組合のほうにお世話になっておるということであったというふうに認識をしております。

○議長（石橋英和君）17番　松本君。

○17番（松本健一君）また別でもいいので、その要綱とかあればお教えいただきたいと思います。

ちょっとページ変わりますけども、47ページの、給食センター人件費943万8,000円の減額ということなんですけれども、この減額理由をお教えいただきたい。恐らく、高野口の給食センター関係かなとは思うんですけれども、どのように削減になっているのかというところ、お願いいたします。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）今回12月補正で、いろんな形で人件費の補正が出ておりますが、人件費の翌年度の積算については、前年度の12月、ちょうど今、来年26年度の予算を編成する時期でございまして、人件費については、そのときに張り付いておる人間が引き続き残るとして人件費を計上するということになっておりまして、ちょうど人事異動等に伴う人件費の移動については、この12月に補正をするということになっております。

議員おただしの、給食センターの人件費につきましては、１名、この４月に給食調理員のほうから事務職員に転任した職員の部分であります。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

６番　辻本君。

○６番（辻本　勉君）先ほど質問あったんですが、41ページの公有財産購入費ということなんですが、ここで橋本小学校の校舎とか、その辺の借地を購入するということなんですが、従来からちょっと気になっている点が、橋本小学校の周辺道路といいますか、特に、西の半分からずっと回りまして北側、そして東の半分ぐらい。この辺の道路が大変狭いということで、地元のほうからも若干要望が上がっておると思うんですけども、これが借地であれば大変難しかったと思うんですけども、市の公有財産になりますと、あの小学校近辺の道の拡幅というのが大変大事になってこようと思うんですけども、その辺について、何か計画はあるんかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）橋本小学校周辺につきましては、西側の道路については既に完成いたしております。それで、ただ今東側、いずれも南半分になるんですけども、工事する予定で発注しております。ただし、今議員おただしの北側の部分につきましては、今のところそういった計画はございません。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）41ページ、退職金の件でございますが、総務管理費のところで退職手当についてご説明を申し上げたわけでございますけども、その際、総務管理費で勧奨退職が12名、それから、教育委員会で３名というふうに申し上げたんですが、４月の人事異動がございまして、その関係で、総数では変わりませんが、総務管理費から教育総務費のほうへ１名移っておりますので、正確に申し上げますと、総務管理費では11名、教育総務費では３プラス１で４名ということでございますので、訂正させていただきます。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）先ほど、土木費で17番議員からご質問いただきました、小規模がけ崩れ対策事業負担金の説明の中で、私、３箇所と申し上げましたが、２箇所が正しい回答でございました。おわびして訂正申し上げます。

○議長（石橋英和君）ほかにないようですので歳出を終わります。

引き続き、歳入に入ります。４ページをお開きください。

歳入全般について行います。

質疑ありませんか。

２番　阪本君。

○２番（阪本久代君）７ページの財産収入のところで、この企業誘致用地の売却による収入ということで7,798万3,000円上がっております。今までも企業誘致に関しては、売り上げとかは、また次の開発とかに使っていくというふうな説明をもらってたんですけれども、この7,798万3,000円を加えて、今までで売却収入の合計がいくらになって、そのうちいくらを、さらにまた別のことに使っているのかお尋ねします。

○議長（石橋英和君）理事。

○理事（吉田長司君）ちょっと数字、持ち合わせていませんので、後から説明したいと思います。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

18番　井上君。

○18番（井上勝彦君）９ページの、市民生活部長、橋本周辺広域市町村圏組合負担金過年度精算金１億1,780万4,000円、それの内訳を教えていただけますか。内訳というか、先ほどの説明が中途半端になっておりましたので、歳入のところでちょっとお聞かせ願えたらと思います。それから、これは下のものが全部

足したものになるんかな。また別やな。それ、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（石橋英和君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君） 橋本周辺広域市町村圏組合負担金過年度精算金の内訳でございますが、平成24年度の負担金を本年度において精算したものでございます。内訳としまして、清掃費負担金の返還金としまして4,725万3,039円、続きまして、塵芥処理手数料返還金、これが先ほど申し上げました直接搬入分でございまして5,357万1,230円、続きまして、資源物売却収入返還金、これは広域で資源物を収集していただいて売却した分の返還金でございまして1,601万2,881円、続きまして、再商品化合理化拠出金返還金、これが96万7,947円、合計で１億1,780万5,097円となってございます。

以上でございます。

○議長（石橋英和君） 18番　井上君。

○18番（井上勝彦君） 先ほど私、ちょっと言ったとおり、ここで広域市町村圏組合ですけども、他の町村も一緒にやってますね。橋本市が要するに、これ、負担金割合というのは、人口とか世帯数で割ってしておるんだろうと思うんですけども、他の町村以外に、要するに直接搬入しておる分、事業系の分がありますね。その分については、要するに橋本市が、廃掃法というんですか、そういった法律ができて、それ以降、橋本市は独自で取り組んできたという成果、それが他の町では、広域の、橋本市以外には雑入で入ってくるお金がかなり少ないと思うんです。そういうこともきちんと、要するに市民の協力というんかな、そういうこともあって民間に委託をしたということで、かなりの収入があると思うんです。

そういうことから、例えばそういうものも含めて、それについて、先ほども歳出の中で出ておりました、民間に委託をすることによって、それ以上にまた、計算上では委託をすることで年間400万円ほど削減できるというお話でございましたが、それが６年契約であれば四六、2,400万円ですな。ざっと計算して。３年で、２台やから三四、1,200万円。そういうことで、要するに民間に委託をすることによって、市がもたらされる、まあ言うたら努力をして、要するにそれだけの分が入ってきておると。

要するに、民間に委託した部分については補助金が出してないでしょう。許認可だけを与えて、要するに五千何百万円入っているわけでしょう。その金額はまあ別として、そういうことで事業を展開しているということを、今ここでのうてもよろしいので、またしかるべき委員会の中で、ちゃんとしたものを出していただいて、議員にも知っていただくと。また、市民の皆さんにも知っていただくということになるので、その旨だけちょっと、この雑入の内訳だけ説明してもらったってちょっとわかりにくいので、そういうことをいっぺんやっていただくかなということで、ちょっとご答弁。

○議長（石橋英和君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君） それではまた委員会のほうで報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石橋英和君） ほかにありませんか。

理事。

○理事（吉田長司君） 基礎的な数字、ちょっと持ち合わせてなくて失礼しました。

基金の状況でございますけれども、25年度の事業を執行しますと、予定では４億2,880万円、きっちり出ておるんですけども、程度になるということです。それで、24年度期末からは少し、４億9,000万円ほどありましたので、減っております。そういうことで、今後、また毎年基金の状況というのは決算で出てき

ますので、よろしくお願いしたいと思います。

（「答弁もれというか、ちょっと意味が違うようなんですが」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君） ご指摘ください。

○２番（阪本久代君） 今まで売却して得た収入の合計がいくらですかという質問で、なおかつ、それで基金として積み上げていたとしても、その基金からまた繰り入れて何かの事業をしたんであれば、その売り上げたお金からどのぐらい使ってますかという質問なんです。

○議長（石橋英和君） 理事。

○理事（吉田長司君） ほとんどＳゾーン関係のことでなってこようかと思います。ただ、一部、神野々用地とかそんなんがございますけども、それを入れたらちょっとややこしくなってきますので、Ｓゾーン関係で企業に売ってますのが市の歳入になる形でございますけども、10億8,314万9,827円となっております。

その中で、Ｓゾーンの造成工事で約６億円ほどでしたか、６億何がしを使ってますし、あと、日本立地センターの費用とか、それから登記料とか、それからもろもろのＳゾーンにかかわる造成以外の水路の工事とか、例えば、妻の水路工事なんかにも使ってますので、現在のところ、そういう４億2,884万6,000円になってございます。

以上です。

○議長（石橋英和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） ないようですので、歳入を終わります。それでは、歳入、歳出全般について行います。質疑ありませんか。

６番　辻本君。

○６番（辻本　勉君） 先ほども11番議員のほうから質問があったんですけども、歳出のページ、15ページの集会所新築改修補助金についてであります。本年度は三百六十数万円ということなんですが、合併後、平成18年以降の資料をちょっと調査しましたところ、かなり偏りがあるといいますか、新築補助金につきましては合計で2,381万6,000円出ておるんですけども、そのうちの恋野地区が1,453万1,000円と、かなり高額なといいますか、金額が恋野地区の補助金ということで出ております。

これは、やはり市内の集会所、建てたくても建てることができない、特に高野口町につきましては、自治会の形態、区の形態というものが若干旧の橋本市と違いましたので、それぞれの区が本当に資金がないということで、欲しくてもできないという、そういうジレンマに陥っていると思うんですが、そういう観点からも考えていきますと、この補助金については一定、その補助金要綱自体が少し不備があるんではないかなと。

その中でお聞きしたいのは、この補助金要綱は旧橋本市時代にもこの制度があったんかどうか。このような制度があったんかどうかということと、あったんであれば、この制度、前の制度が、この新しい合併後の橋本市の制度として新市にもつながって、引き継いでいるのかどうか。その辺についてのご答弁と、それと、改修のところなんですが、改修につきましては、それなりにいろんな地域のほうから要望があってされておるということで、理解はできるんでありますが、これも上限50万円という形がある中で、２年にまたがって、まあ言えば、申請を上げられておるところがあるわけですね。地元の資金に問題があって、２年にまたがらんとどうしてもできへんという部分があるんですけども、これ、悪くとりますと、２年に分ければ、まあ言えば50万円、50万円、２回もらえるという解釈にもなるん

です。１回35万4,000円もらって、次に36万8,000円もらっているところもあるんです。これは普通に言えば、１回であれば50万円の補助金になるわけですね。そうしたら、やはりこの辺の要綱をもう少しきちっと整理しないと、やりようによってはおかしな状況になるんかなと思います。

そこらを、今後この補助金要綱について、きちっと精査をして見直しをしていくんかどうか。恋野地区がこういうことで、地元のほうで要望があってやられておること、地元のほうでかなりの金額の負担をしてやられておるということについては、私は、今の現在の補助金要綱からいくと何ら問題はないので、それなりに地域活性化のためにやっていただいておる。地域コミュニティの、まあ言うたら確保といいますか、そういう意味では大変喜ばしいことなんですけども、これが市全体として考えていったときに、市民の目から見たときに、若干この要綱自体に問題があるんではないかなという判断をされるんですけども、その辺についてご答弁いただけますか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）集会所の新築改修補助金についてお答えします。11番議員にもお答えいたしましたとおり、現在の補助金につきましては、現行制度、橋本市地区集会所建設及び管理運営補助金交付要綱に基づいて交付を行ってございます。先ほども申しましたとおり、この補助金交付要綱では、あくまで区が実施するものということ、それから、箇所数の上限数は定めていないということで、現在は区からの申請があれば、全てうちのほうも補助金を交付しているという状況でございます。

ただ、この補助金につきましては、例えば、新築・改修補助金の全額補助するということになれば、それはやっぱり偏ったところに補助を交付するというのは、僕は問題はあると思うんですけども、あくまで、新築でしたら３分の１の掛ける９掛けということで、地元といたしましては、３分の２以上の負担をしていかなければ集会所が建てられないということになっております。

したがいまして、それぞれの区・自治会でその集会所の新築改修については、単年度計画または数年度計画で計画を立てられて、立案、それから自分とこの区の財務力、財政力をやっぱり勘案してそれぞれ立案されておりますので、市といたしましては、やはり地元の主体性というんですか、その辺を尊重させていただいて、年間に10箇所来れば10箇所に対する補助金を交付していくという考えでございます。

実際に、先ほど議員おただしのとおり、平成18年度から、ちょっと合併後の見ますと、新築につきましては全部で10箇所の集会所に対して補助金を交付しておりまして、そのうちの６箇所が恋野地区になってございます。額的に言いましても、議員おただしのとおり1,453万1,000円でございます。しかしながら、その６箇所の集会所といいますのが、全て６箇所の建設総額は約5,000万円かかってます。つまり、3,600万円が地元で出しているということになるわけでございますけども、その辺が財務力ということになろうかと思います。

それから、制度ですけども、現行の制度につきましては、旧橋本市の制度でございます。合併に基づきまして、旧橋本市の制度をそのまま新市の制度として制定をさせていただいておるということになります。

それから、改修の件でございますけども、改修につきましては、確かに２年間にまたがって工事をしておるんですけども、これは、例えば城山台等々集会所につきましては２カ年にまたがって実施はしているんですけども、

これについては、同じ１丁目とか、３丁目まであるんですけども、それぞれ同じ集会所ではなくて、１丁目の中でも一つ、二つ箇所がありますので、別々の集会所に対して補助金を交付しているということで、一つの集会所に対して２年にまたがってということではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）６番　辻本君。

○６番（辻本　勉君）私は、今までのところは、やはりその要綱に基づいてきちっと申請を上げてやっておるということについては、それは問題はないかと思います。しかし、３分の１やからいいというわけにはいかんと僕は思うんです。やはり、もう少しこの辺の要綱を見直した中で、市民の大変貴重な税金なので、財政力のあるところ、区は、それは本当にすばらしい、それなりにつくっていただいてすばらしいんですけども、そこまで偏った補助金が出ていくというのは、やはり少し考えんといかんのかなと。市全体を考えていったときに、もう少しその要綱の部分を、今後は考えていかないかんのかなという気はします。

それと、城山台はたくさん改修でいろいろあるのはわかるんですけども、そしたら、この高尾城自治会館というのは２回、２年にまたがってやっておられるんですけども、これは35万4,000円と36万8,000円の補助金が出てるんですよ。これ、１回にやったら50万円で済むわけでしょう。単年度でやれば。こういう、悪いとは言いませんよ。悪用したとは言いませんけども、ここは多分１箇所やと思うんです。城山台は何箇所かあるから、それは別々ですよと。年度またがっても違う集会所ですよと言われれば、それはわかりませんので、私としては。

そしたら、高尾城というのは二つの会館なんですか。別々なんですか。それで、別々に上がってきて35万4,000円と36万8,000円の補助金をつけておるんですか。それやったらもちろん問題ないし、高尾城が悪用したとは言いませんよ。そやけど、ある程度きちっとしとかんと、そういう２回にうまく分けたら、まあ言うたら、２回、50万円、50万円もらえるんやというね、これはものすごい抜け道ですわな。悪いことではないんで、要綱の抜け道、法の抜け道と一緒ですよ。

そういうことも考えた中で、もう少し、この要綱については見直しをすべきではないんですかということなので、見直しをしませんと。３分の１やから別に問題ないですよというんであれば、それもう仕方ない話なんですけども、だから、本来、私は見直しをすべきやと思うんです。市民の目から見たらね。やはり、もう少し見直しをすべきかなと。やっぱり財政力のあるところは、ほんまにこれ、かなり地元負担していただいていますけども、そしたら、財政力のないところは集会所欲しても全くできないという状況になるでしょう。それも何ていうか、お前らもっとその地域で努力したらええんやと言われりゃそれまでかもわかりませんけども、そういう大変しんどい目もせないかんこともあるので、もう少しこの辺の要綱については見直しをするべき点があるんではないかなと思うんですけども、その辺、今後いろいろ勉強しながら考えていっていただけるんかどうか。もうずばり、しませんというんであれば、それでも結構ですけど。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）現行の制度の抜け道ということになろうかと思いますけれども、やっぱり財政力というのが一番大きなことになるわけでございまして、例えば、高尾城でございますと、単年度でこれ、35万円程度の

補助金が出ておるわけですけども、要はその２カ年でまたがれへんだら、その分は区民の方でご負担をしていただかなければならないというような事態も生じるわけです。その辺が難しいところで、市としてもできるだけ、できる限り補助できる範囲の中では補助したいという考え方を持ってますし、今、区民の負担をできるだけ抑えるというか、そういうことでもやっぱり考えていかなければならないんではないかなということで、非常に難しい判断が必要になろうかと思いますけども、それぞれの区の計画等々も勘案しながらしていかなければならないかなと、かように思っております。

○議長（石橋英和君） ほかにありませんか。

11番　土井君。

○11番（土井裕美子君） 53ページの債務負担行為のところです。市民活動サポートセンター指定管理委託で25年度から28年度までで2,370万円。これ、だいたい１年間でいいますと800万円弱ですかね。700万円は超えているということですが、この積算根拠といいますか、今お１人雇っていらっしゃると思うんですけれども、事務員等の経費なのかなというのも思いますけれども、その辺の詳しいご説明をしていただきたいというのが一点と、同じところの、住民基本台帳ネットワークシステムの借上、一千飛んでの部分ですが、これが25年度から30年度になっていますが、平成25年の５月に番号関連４法というのが成立して、たしか28年ぐらいからは、ナンバー制度というのが導入されていくというようなこともお聞きしてますので、その辺との整合性というか、ナンバー制度も取り入れながら住民基本台帳のほうも30年までは続けていかれるので、これを５年間の債務負担行為として上げてらっしゃるのか、その辺のところ、ちょっとよくわからないので、ご説明をしていただきたいというふうに思います。

それと、もう一点、英語指導助手の業務委託ですが、26年度の分で上がってきておりますが、これは多分、新年度の当初より英語のＡＬＴの先生を雇うために債務負担行為を打ってらっしゃると思うんですが、その辺の人数を教えていただけたらと思います。多分、外部発注をされているかと思うんですけれども、その辺のご説明をお願いいたします。

○議長（石橋英和君） 土井議員、この市民活動サポートセンター指定管理委託につきましては、議案第15号で取り扱っておりますので、これ以外ということでよろしいでしょうか。

土井議員。

○11番（土井裕美子君） これ、指定管理ですよね、議案は。指定管理は指定管理だと思うんですけれども、金額的な積算というのは、ここで聞かせていただいたほうがいいのかなというふうには思って質問をいたしましたが、どうでしょうか。

○議長（石橋英和君） はい。取り扱うようにいたします。

それでは答弁お願いいたします。

市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君） 市民活動サポートセンターの積算根拠でございますが、おっしゃるとおり人件費で358万1,000円、いろいろな啓発講座であったり、講座を開催していただく講師謝金について120万円、その講師等の旅費・交通費として７万2,000円、いろいろな消耗品、需用費として83万6,000円です。あと、大きなものとしましては、賃借料としまして、現在、市の一般会計で支出しております、サポートセンターで利用していただける印刷機、広幅複写機、カラー複写機のリース料をこちらのほうからお支払いしていただくことになります。あと、年６回程度の広報紙、情報誌ですね、そちらの作成として36万

円、会議費として5,000円、職員の研修費の参加費として２万円、あと備品の修繕として１万円、通信運搬費、切手代、電話代、ファックス、ＯＣＮの通信運搬費として23万8,000円、あと、貸付料としまして、保健福祉センターに係る保守点検の面積割合も負担することになっておりまして、その金額が117万7,000円ということで、合計813万1,000円が１年間で、これの３年分ということで2,370万円ということになります。

以上です。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君） 答弁もれ、指摘してください。

○11番（土井裕美子君） 人件費の358万円は、今のお１人の体制のままでいかれるという確認でいいですか。

○議長（石橋英和君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君） 申しわけございません。昼間の臨時職員として１名分と、あと、夜間週２回を開けておりますので、そのパート代として１名分を見ております。

○議長（石橋英和君） 財政課長。

○財政課長（吉本孝久君） 住民基本台帳ネットワークシステム借上の件でございますけども、これにつきましては、平成26年度から30年度の３年間の債務負担行為となります。住民基本台帳ネットワークシステムでウィンドウズＸＰのサポート期間が終了するため、早期に業者選定を行い、システムの更新をするために、今年度中に業者と契約するということで平成25年度からの債務負担を打っておりますが、支出のほうは26年度から30年度の５年間の債務負担行為です。

○議長（石橋英和君） 企画部長。

○企画部長（森川嘉久君） 議員ご指摘のとおり、マイナンバー制度が進んでおりまして、それは認識をしておるところでございますが、住民基本台帳ネットワークに関しましては、現在、国で運用されておりまして、それの仕様に基づいて現行システムを運用していくために、このシステムについては現在のところ必要だということで、５年間の契約をとりあえずさせていただく予定になっております。

それから、ただ、そのマイナンバー制度の仕様につきまして、国のほうからまだきちっとした明確な仕様が示されておりません。現行でいろいろ研究を行っておる最中でございますので、もちろん、それに基づきまして変更仕様が出てくる可能性もあるんですけども、今のところ、そのネットワーク自体は現在のネットワークを使用できるというふうに聞いておりますので、マイナンバーのところはマイナンバーのところで付加されるものというふうに現時点では考えております。

しかしながら、明確でないところがたくさんございますので、今後研究を進める中で、またここについては変更される可能性もゼロではないということで、ご理解をいただけたらというふうに思います。

○議長（石橋英和君） 教育次長。

○教育次長（坂本安弘君） 英語指導助手の委託料でございますけども、何人という派遣の委託ではなしに、回数といいますかで見積もりをもらっておるというところです。

実際に派遣を受けておりますのは、中学校で週１回程度、それから小学校の低学年で年間10時間程度、中学年で20時間から30時間程度、高学年で年間35時間程度、加えて幼稚園で年２回程度を派遣していただくということの委託料になります。

○議長（石橋英和君） ほかにありませんか。

21番　岡君。

○21番（岡　弘悟君） 今聞いていいんか、ちょっと一度確認してから質問させてもらいたいんですけど、今、５号の歳入歳出全般でや

っているんですけど、この議案の第２条の債務負担行為の追加も質問してよろしいんでしょうか。今、債務行為全般でやっていて、その話になっているんですけど、それ、そうですよね。質問してよろしいんですかね。議案の11ページで、第１条と第２条が債務負担行為の追加の補正になっているんですけど､今、これは全般で質問してよろしいですか。議案書ですよ。議案書11ページではそうなっておるんですけども。

○議長（石橋英和君）11ページの。

○21番（岡　弘悟君）はい。今、第１条をずっとやっていましたよね。第１条からやってましたよね。第２条が債務負担行為の追加なので、今、11番議員も質問されていたのが債務負担行為の追加やったんで、ええんかなと思うんですけど、構いませんか。

○議長（石橋英和君）第２条の質問ですね。はい。どうぞやってください。

○21番（岡　弘悟君）全般でよろしいですね。はい。すいません。

１点、まず聞きたいのが、広報紙の印刷なんですけども、これが何部の印刷になるのかということと、あと、先ほどからお話出てたんですけど、やどり温泉いやしの湯の指定管理委託料の、この800万円なんですけど、先ほど、だいたいお話聞いて、だいたいは事情はわかったんですけど、ちょっと引っかかるところというか、外的要因で赤字が出ているというお話もありましたし、そして、経営のほうもこれから改善していくというお話もお聞きしたんですけど、果たして外的要因だけが原因なのかなと思うんです。そもそも論ってどうなっておるんかなと思うんですよ。

例えば、飲食の部分を地元に指定管理で出されてますよね。そしたら、その指定管理で出されている部分で、果たしてその指定管理料はいくらで出されていて、そして、飲食部門での売り上げが果たしていくらあって、ほんで、一番最初の元請、一番最初に指定管理を受けている大もとには、一体いくらの利益率で入っているんかというお話も聞かないことには、どういった形でその飲食部門で指定管理者がもうけてるんか、もうけているというか黒字を出すんかというのも、ちょっとよく理解できないんです。ですよね。

飲食部門で受けているほうの指定管理者は、必ずその金額で受けているので、恐らく赤字にならないという数字で指定管理を受けているとは思うんですけども、飲食の部分で売り上げが少なかった場合は、指定管理者は払わなあかんし赤字もあるしといったら、追い金払ってるみたいな形になりませんか。そんな形の経営って成り立つんかなという疑問もあるので、ちょっと、２点か３点になってしまったんですけど､答弁よろしくお願いします。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）広報紙の印刷でございますが、予定しておりますのは単年度で２万6,200部でございます。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（大倉一郎君）いやしの湯の関係のご質問の、食堂部門についてのご質問ですけども、経営は、食堂部門については地元の団体の方にお願いをしているような状況でございますけども、売り上げ分の、ちょっと何パーセントか、私、ちょっと資料をきょうは持っていませんので、お話はさせてもらうことできないんですけども、やどり温泉の売り上げの20％を、テナント料としてケービックスのほうにお支払いいただいているというような状況でございます。参考に、平成24年度決算では､レストランテナント料として約420万円ほどの金額になります。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君）21番　岡君、指摘して

ください。

○21番（岡　弘悟君）そもそも、土砂崩れがあったり、冬に凍ったりとか、いろんな要因はあるんですけど、そもそもその利益率を考えたときに、稼働率とか考えますよね、基本は。そういった計画の中で、一体じゃあ稼働率何割で収益がとんとんになるかというお話とかはされてないんですか。

ごめんなさい。答弁もれでしたね。２回目の質問になってしまいますね。

外的要因でそういうふうな形になっているというお話をさせてもらったんですけども、そもそも論、それだけが要因なんですかね。中の最初のコンセプト自体で収益が上がらない状態になっているというんじゃないですか、という質問をさしてもうたんですけどね。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（大倉一郎君）大きな原因で、やどり温泉に来ていただけるお客さんが非常に減ったというのが、一つの外的な要因の一つになりまして、どない言うんですか、先ほどもお話をさせていただきましたけども、電気代の関係も、これはございます。電気料が値上がりしたというのも一つあるんですけども、それ以外というんですか、外的な要因以外で赤字になってきてないんかなというようなことでございますけども、集客が見込めなかったというのが大きな原因の一つでありますので、現在、経営する上で月1,700人、ちょっと待ってくださいね、ちょっと資料を。ちょっと待ってください。

収支の関係の、日帰りの利用のお客さまを増やすということが重要不可欠なんですけども、平成24年度におきましては、１カ月当たり1,700人の方が利用されているということの実績でありましたが、これを１カ月当たり約700人増やすことで2,400人になることで収支が実績、とんとんになっていくんかなというような予測はさせていただいております。

以上です。

○議長（石橋英和君）21番　岡君。

○21番（岡　弘悟君）ありがとうございます。

ちょっと今、答弁で気になるのが、先ほどからの答弁で気になるのが、中身というか、休んだりとか、経費削減の話をされているんやけども、今の話を聞いていたら、お客さんを増やしていかなあかんという話でしょう。先ほど皆さんがお話していたときは、経費削減のお話をずっとされておったわけでしょう。休館していくとかという話もそうですよね。でも、実質のところ、お客さんを増やしていかな黒字にはならんのですよね。ということは、その黒字になるための計画というのを、やはり自分らも示してもらわないとわからないですよね。

だから、今、もちろん経営再建の話の途中やと思いますので、今後の経過等をやはり所管の委員会のほうにきっちりと説明というか、経過も報告していただきたいんです。経営削減の方法というのはすぐ効果が出てくるとは思うんですけども、その過程の中で、こういった形で経営改善してますよというのは、委員会でまたお話はちゃんときっちりデータ出してもらいたいので、その辺は要望ですけども、いや、要望違うわ、返事聞いておきましょうか。すいませんけど、よろしくお願いいたします。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（大倉一郎君）今後の計画について、この委員会のほうでご説明をさせていただきたいなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

20番　樽井君。

○20番（樽井豪男君）もう時間来ているので簡単に言います。この債務負担行為の追加と

いうことで、まず、各３点については、今度、公の施設の指定管理ということで出ております。この予算について、この公の指定管理のところで、もしだめやという結果になれば、執行できないだけのことと単純に思うんですけども、そういう判断で間違いないと思うんですけども、その中で、このやどり温泉いやしの湯、一般財源がゼロ円ということで、これはまだダム基金の中で恐らくこのゼロ円ということになっておると思います。だから、今後、まず２カ年はある程度、私はある程度見た中で、次のときに思い切って、ほかの指定管理も1,000万円の指定管理とか、いろんな形をつけておるので、一番最初があまりにもお金を気にしてゼロ円ということでこんな結果になっておるので、この２カ年の中で経過を見た中で、その２年先というのは、やっぱりもっと慎重に考えるべきじゃないかなと思いますので、この２カ年の間で、どのぐらいの市としては、持ち出しのことも含めた中で、ある程度努力していくんかというのだけお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（大倉一郎君）この２カ年においても、経営している指定管理者のケービックスにおいても努力をしていただかんなん点が非常に多くありますけども、市のほうも営業的に関しまして、最大の努力をしていきたいなと考えておりますので、２年間は様子を見ていただきたい。２年間はケービックスの指定管理のほうでよろしくお願いをしたいなと考えます。

よろしくお願いします。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

17番　松本君。

○17番（松本健一君）まず、先ほどの件ですけれども、議長と議会運営委員会の委員長にお願いしたいんですけれども、債務負担の審議の取り扱いについて、どの部分で行うべきか、これをちょっと整理をしていただきたい。これは要望させていただきます。また後ほどお伝えいただければと思います。

今回聞かせていただきたいのは、53ページ、先ほど同僚議員が聞いていただいた、市民活動サポートセンターの指定管理委託に関してです。先ほどの答弁の中で、市民活動サポートセンターの事務員の仕事的な部分と、センターの維持管理だけになっていると思うんです。具体的な、市民の活動を本来サポートすべく仕事というのは、まだ行政の内部に置かれていて、そこが窓口となって、例えばＮＰＯの申請をしたいよとかいうのは、そこがしているのかどうか。

これを聞かせていただきたかったのは、ＮＰＯといっても中間支援ＮＰＯってあるわけですよ。ＮＰＯの活動をサポートするためのＮＰＯ、例えば、補助金を探してきて、その団体に合った申請書をちゃんとまとめてくれて、これを使いましょうというふうに言ってくれる。これは福岡とか、結構先進なところ、こういうところでやってらっしゃいます。そういう団体を今後育成していかないといけないと思うんですよ。それを育成していくという、まずベースとなるのが、今回のこのサポート管理の委託料というのが、まずベースになってくるかと思うので、その辺の業務というのは、今回のこれには先ほどのご説明だと含まれてきていないというふうに思うんです。その辺は、市としてどのように市民活動を本当にサポートしていこうとしているのか、そこの部分をもう少しお聞かせいただけますか。

○議長（石橋英和君）市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君）おっしゃるとおりだと思います。現在は、和歌山市にございますＮＰＯ法人の和歌山ＮＰＯセンターというところがございまして、そちらに委託を

しまして、ＮＰＯの設立であったり、いろんな補助制度のことであったりというのを相談に受けていただいて、こちらのサポートセンターまでお越しいただいております。

今はそういう状況でございますから、おっしゃっていただいたように、今、団体として登録していただいている中から、そのような団体を育てていければ一番いいのかと思いますけども、今のところ、まだ初期段階ですので、なかなか困難であると認識しております。ですので、今回、指定管理させていただきます社会福祉協議会とも協働しながら、市のほうも一緒に、市もまだなかなか未熟なところがございますので、ともに成長していければいいかなと思っておりますので、その辺のところも、またよろしくご助言のほど、お願いしたいと思います。

○議長（石橋英和君） 副市長。

○副市長（清原雅代君） ただ今の市民生活部長の答弁とは、若干ちょっと違う点があるかもわかりませんけれども、確かに中間支援組織として登録されているＮＰＯがございます。ただし、そのＮＰＯの活動を見させていただいたら、実際にそこに任せられるかといったら、そういう実態には現状ではないということであれしたんですけれども、なぜ社会福祉協議会に決まったかというところを、もう少しちょっと詳しく申し上げたいんですが。

（発言する者あり）

○副市長（清原雅代君） わかりました。ボランティアセンターも現に運営しているというところが大きな点でございますので、詳細につきましては、委員会のほうに委ねられることと思いますので、そこできっちりと説明をさせていただきたいと思います。

○議長（石橋英和君） 17番　松本君。

○17番（松本健一君） 市民生活部長がおっしゃっていただいたのが、私に一番近いと思うんですよ。今、副市長がおっしゃりかけたことというのは、だいたい想像できます。私が言いたいのは、今活動をされているところが、まずネットワークを自分たちで組んでいただいて、必要な仕組みを自分たちで考えていただくというところから中間支援団体というのが生まれてくると思うんです。そこを行政がやっぱりサポートしながら運営をしていかないと、事務員だけ置いておけばなんとかなるというものじゃないという認識を確認したかったんです。その点だけです。多分、ずれてはないと思います。副市長がおっしゃりたいこともわかるので。その辺だけお願いしたいなと思います。

もう一点、もう一回、やどり温泉に関して、先ほどの同僚議員からの質疑の中で、飲食に関する売り上げというふうにおっしゃられたと思うんですけど、売り上げの400万円。で、400万円が、それは今の指定管理者のほうに入ってくるものなのか、それか、400万円は飲食をやってらっしゃる方の年間の売り上げを指しているのか。売り上げとして、それから20％がテナント料的に指定管理者に入ってくるという認識でいいのか、そこを聞かせていただきたいと思います。

それと、あと丹生川ダムの基金に関して、この施設に対して、まだ何らかの余剰金的なものというのは存在しているのかどうか。全体的な基金の金額というのもお示しいただきたいと思います。

○議長（石橋英和君） 経済部長。

○経済部長（大倉一郎君） 地元が経営されている売上金額に対しての20％がケービックスのほうに400万円入ってくるということになりますので、そういう形の私、先ほど答弁させていただきました。

以上です。

○議長（石橋英和君） 企画経営室長。

○企画経営室長（上田力也君）やどりの振興基金の残額でございますが、平成25年度の事業を終了時点で、ちょっと手元にきっちりとした額はないわけですが､約3,300万円程度の残額がございます。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第１号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第１号　平成25年度橋本市一般会計補正予算（第５号）について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際､午後２時55分まで休憩いたします。

（午後２時41分　休憩）

（午後２時55分　再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第21　議案第２号　平成25年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

○議長（石橋英和君）日程第21　議案第２号　平成25年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第２号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第２号　平成25年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第22　議案第３号　平成25年度橋本市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（石橋英和君） 日程第22　議案第３号　平成25年度橋本市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第３号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第３号　平成25年度橋本市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23　議案第４号　平成25年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（石橋英和君） 日程第23　議案第４号　平成25年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

１番　松浦君。

○１番（松浦健次君） 住宅新築資金等貸付事業、これの一応概要と、それと３億5,000万円の未納金があるということなんですけども、この決算報告によればね。これについての３億5,000万円の未納ということについて、期限が来ている債権全額として、いくらのうちの３億5,000万円が未納かということと、それから、長期的にはどれぐらい長期未納があるか。未納の一番最高額はどれぐらいあるかと。この補正額はどれに充てられるか。また、最終未納金がどのように処理されるようになるのかということをお教え願います。

○議長（石橋英和君） 建設部長。

○建設部長（松浦広之君） 住宅新築資金等貸付事業基金につきましては、貸付総件数が2,003件でございます。それから、貸付総額が83億7,065万円の、こういった事業でございます。

この中で、24年度決算ベースで、約３億5,000万円の滞納繰越分が発生しているというところでございます。

それから、今回補正で計上させていただきました長期債元金償還費につきましては、９件の繰上償還がございましたので、この分について補正で計上させていただいております。

それから、滞納額の最高額でございますが、

約1,305万円。申しわけありません、期間については、ちょっと手元に資料を持っておりません。その他、答弁もれございますでしょうか。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君） １番　松浦君。

○１番（松浦健次君） 未納金が、最終の場合にはどのような形で処理されるのかということが一つと、今、総額83億円ということなんですけども、現在、弁済期が来ているのがいくらかということをお教えください。

○議長（石橋英和君） 建設部長。

○建設部長（松浦広之君） 現在、償還につきましては、年に１回あるいは毎月償還という形で行わさせていただいておりますので、都度都度滞納が生じた場合の累積が約３億5,000万円ということでございます。

それから、最終的にどうなるかということなんですけども、一応、平成８年までこの貸付業務を行っておりまして、原則25年償還ということですので、最終的には平成33年に最終の償還年度を迎えるということになります。

この件につきましては、和歌山県内におきましても似たような状況で、各自治体関係者が現在定期的に寄りまして、この対策等についていろいろ協議を進め、また、県・国等へも要望もしておる中ではございますが、一つの方法としましては、債権放棄的な形で不能欠損処理をするという方法、あるいは、最終的な年度を迎えても引き続き収納業務にあたる、いろんな形が考えられるわけですが、本市におきましても、他の債権と同様に、こういった債権をどうしていくかということ、一方で、この住貸についても県下的に他の自治体とも連携をとりながら、最終の形をどういうふうにしていくかというところが、まだ現在検討中でございますので、本市としての最終的な結論というところまでには至っておりません。

○議長（石橋英和君） １番　松浦君。

○１番（松浦健次君） ありがとうございます。ここで、決算委員長の報告によりますと、滞納者の状況に応じて滞納処分、法的措置、債権放棄などのグループに分類し、取り組むことになると。今までは熱心に取り組んでなかったということが、ここから推測されるんですけどね。これ、最終的には市民の税金、不能欠損ということは、貸した金が返ってこないと。要するに踏み倒しになるわけでしょう。踏み倒しになるので、これを市民の税金で補填するということですよね。そうだとすれば、この前、私が一般質問で取り上げたような市営住宅の家賃の滞納と同じで、事なかれ主義、場当たり・先送りをやってきた、これも典型でしょう。やっぱり市役所、組織として、きっちりとやるべきことをやらんとね。事なかれ、場当たり・先送りでは、これから財政状況が逼迫するという現実に直面していながらこの状況ということは、誠に情けない。その辺の、これに対する決意、いかがですか。

○議長（石橋英和君） 建設部長。

○建設部長（松浦広之君） ご指摘のとおり、いろいろこれに対する取り組みが十分でなかった結果であるというふうに考えております。監査のほうからも、先月の定期監査のほうでからも７項目についていろいろご指摘をいただいており、今後こういった方向で取り組むようにというふうなご指摘もいただいております。

一方で、先ほど申しました、仮に不能欠損処理をする場合、一応これ、詳細詰めていかなければなりませんし、諸手続きが要るんですけども、国あるいは県等から、その分に対する補填というのもございます。それで本市の負担分の軽減は図れるんですけども、一方で、やはり公平性というところもございます

ので、単に不能欠損処理をすればいいという問題でもありません。この２点のバランスをどうとるかということが、今後の非常に重要な課題であると考えますが、１番議員ご指摘のとおり、監査からもご指摘いただいております中で、今後につきましては、一歩踏み出した何かの対策を講じない限り抜本的な解決には至らないということで、そういう時期に来ておるんだなというふうに考えております。

○議長（石橋英和君）17番　松本君。

○17番（松本健一君）ちょっと細かく、認識をちゃんと持っておきたいので聞かせていただきたいんですけど、今回の補正は、これ、一般会計からの繰入金が521万6,000円の減額ということで、一般会計からは補填をしなくて済んだという認識でとらえていいのか。それが、先ほどおっしゃっていただいた９件の繰上償還があった分で、何とか税は投入しなくて済んだのかという点をお聞かせいただきたいと思います。そうじゃないと、今回この歳出の公債費のほうで、これ、払っていかないといけないわけですから、既に税金が投入されていたら、やっぱりもうその先送り、先ほど１番議員が言われましたけども、これ、先送れない話になります。その点をお聞かせいただきたいのと、先ほどご答弁の中にいただいた監査報告、11月の21日の平成25年度第一次定期監査の中で、これだけの項目を指摘されているんですけれども、その中でちょっと気になったのが、「住宅新築資金等貸付金の過年度分滞納者のおよそ３分の１は、対象不動産がない状態にある。要因は、既に売却された、競売にかけられ配当金を回収した、」というふうな記述があるんですけれども、これは、もう既に、債権を回収しようと思っても、押さえるものが、もう現金か、その人の不動産ではなくて、全然違うものを押さえていかないといけなくなっているということを指しているのか、その点も含めてちょっとご答弁いただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）繰上償還しているにもかかわらず、一般会計が減になっている要因でございますが、５ページのほうの歳入のほうで平成24年度決算が確定しましたので、この繰越金が入っておりますところから、結果的に一般財源が減となっておりますので、そういう意味でございます。

それから、監査のほうから指摘いただいておりますが、これは当初から、いわゆる抵当物件等を設定しないで貸し付けを行っているというところと、私の債権、私債権であるというところから、いろいろ調査権がございません。非常に個人情報も厳しい中で、本市の中でも、業務以外のものについては情報交換等については制限されておりますところから、いわゆる押さえようにも押さえるものが調査できないという現実がございます。もちろん、それだけではなくて、取り組みが今まで十分でなかったというのが何よりの原因ではございますが、一歩踏み出そうとしても、そういった要因も背景で抱えながらの状況だということでございます。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君）答弁もれ、指摘してください。

○17番（松本健一君）これは国への償還は、一般会計からは繰り出されてないということの認識でいいということですか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）国等への償還については、きちっときちっとしていかなければなりません。その裏付けとして、本来でしたら債務者の方から入れていただいてとんとん、それをお返しするという形になるんですけども、それが滞納が発生しておるということは、

つまりその差額分だけ本市が立て替えておるということですので、一般会計を入れているということでございます。

○議長（石橋英和君） 17番　松本君。

○17番（松本健一君） そういうことでいくと、この事業終了自体が平成14年度だったと思うんですけど、11年もそのままで来ていて、ここに来て、その方々が滞納を最大で1,305万円の方がいらっしゃるという事態で、私債権であったとしても、その債権請求者の承諾さえあれば、その方の調査というのは、これは今でもできるはずですよね。やっぱりここをちゃんとやっていただかないと、我々、税金から、これ、投入されて償還されていっているという部分では、やっぱり説明つかなくなると思います。必ずやるべきことをきっかりとやっていただきたい。その点を要望させていただきます。その点に関して、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君） 建設部長。

○建設部長（松浦広之君） 私債権の限界はあるんですけども、債務者の方とお話しする中で、そういった聞き取り等も相手の承諾さえあれば可能だと。それをやっていこうと思えば、頻繁にいろんなお話し合いをもう数重ねるしかないんではないかなと。その辺あたりが、今まで十分でなかったというところだと思います。

　１番議員にもお答えさせていただいたんですけども、最終償還年度の平成33年、随分先のようで決してそんなことはございません。もう今から踏み出さん限り、いつまでたっても解決しないということでございますので、具体的にどうやっていくかというのは、これはいろんな体制の問題とかございますので、何とも具体的な返答はできませんが、もうそういう時期に来ているという認識は十分持っております。

○議長（石橋英和君） ほかにありませんか。

　３番　富岡君。

○３番（富岡清彦君） この住宅貸付制度については、同和対策事業の中でも非常に大きな施策の一つであったというふうに、私、認識しています。つまり、国を挙げての、差別ですね、これをなくしていこうということで、特に住環境についての、住環境における差別、格差をなくそうということで、非常に思い切った施策であったと。それが非常に大きな効果を生んで、今日ではいわゆる住環境についての格差というものは、基本的には解消されたというふうに私は思います。

　国を挙げての施策であっただけに、非常に1,000万円とか1,500万円とか、たしか貸し付けたわけですけれども、金利で言えば、たしか当時２％ぐらいでしたか。それから、保証人は要りませんよと。最初の頃ですよ。これはもうどんどん借りるほうが得と、ちょっと言葉おかしいですけれども、ささやかれたぐらいですよ。住宅貸付資金を借りて銀行に預ければ、というふうなうわさも当時はあったんですけれども。

　私、何を言いたいかといいますと、当時は就職差別であるとか、いわゆる進学差別であるとか、こうした住環境のいわゆる差別といいますか、格差といいますか、非常にあったわけです。ただ、悪質滞納者といいますか、これをどういうふうに規定をしていくのかといったあたりも、非常に慎重さが問われるというふうに思うんです。きょうの議論の中でも、質疑の中でも、税の回収については非常に回収率が上がっていると。98％でしたか、市民税等は行っているわけですけれども、この税と、この住貸とは少し性格といいますか、違うというふうにも認識をするんです。もちろん悪質な滞納者については、これはしっかりと支払いをしていただかないと、これはも

う論外だと思うんですが、それぞれの歴史から見ても、いろんな事情はあるというふうに思っています。

と言いながら、たしか県が、税の回収機構と同じように、この住貸の回収機構についても立ち上げたというふうに聞いておるんですが、それで私の認識は、特にひどい自治体が県下にもあるわけです。市の中にも。そこでは、そういう税の回収のように、この回収機構に回して、非常に強制的な取り立てといいますか、そういうことも行われているやに聞くんですけれども、そうした動きといいますか、県の動き等については、行政はどのように認識されていますか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）私の、若干認識違いがありましたらご指摘いただきたいんですけども、この住貸についても県の回収機構のほうでというところのお話が進んでいるというふうには伺っておりますが、現在、具体的に、県の回収機構のほうで受けていただけるというところまでは至っていないというふうに聞いております。

○議長（石橋英和君）３番　富岡君。

○３番（富岡清彦君）何回も言いますけど、税の回収のように悪質滞納者だけを強制徴収するんだと、差し押さえするんだと、何度も聞かせてもらったけれども、もう今日に至っては、支払わない人は悪質と税金の場合はなってるわな。そこは、この住貸の場合は機械的にはやるべきでないというふうに考えてるんです。考えてるんですが、いわゆる悪質な部分についての回収を行うために、たしか県が音頭を取ってですか、ちょっと違うかな。この回収機構を立ち上げるというたときに、橋本市が手を挙げなかったということなんや。そこに参加するのに。この点はなぜですかという、そこの説明を欲しいんです。

○議長（石橋英和君）副市長。

○副市長（清原雅代君）ただ今ご指摘の回収機構といいますのは、御坊市が中心になって会長を務めていただいて、いろいろと取り組んでいただいている組織のことだと思います。これは、県下すべての市町村が入っているわけではなくて、任意で参加したいところを募りまして、今現在、ちょっといくつかというのは、詳しい資料を持ち合わせませんので説明できませんけれども、動いております。

これにつきましては、当初から、県の税の回収機構と同じように県主導でということを強く申し入れたんですけれども、なかなかそこのところに、ちょっと県が積極的な介入というのをしていただけなくて、御坊市が、柏木市長が中心になって動いていただいたということでございます。

そこで、なぜ橋本市がそのときに参加しなかったかということにつきましては、この組織に入っていくためには、一応負担金というのが要ってきます。その負担金は、均等割とその量に応じた金額というんですか、要るんですけれども、そこの部分が、橋本市にとっては現年度の回収率というのは県下でも非常に高かったので、反対に、入ってしまえば、その残額が無くなるまでというんですか、独自で脱会はできないんです。最後までついていかないといけないというのがございまして、自分ところが今努力をして回収している部分をいろいろとあわせて考えますと、やはり職員はどうしても市にも置かないといけないとか、いろんな制約がございまして、今の時点で入るというのは市にとってちょっとメリットが少ないし、実際にその回収がどういうような手法でされていくかというのも、なかなか見えてこない部分もありました。その手法については、入っていないところにもいろいろ共有していただけるというお話もございま

したので、市としては、ちょっと様子を見ようかということで、参加を見合わせたという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

15番　田中君。

○15番（田中博晃君）これ、マイナスで今3.5億円あるということなんですけれども、単純に計算したら、年間約900万円ぐらい、900万円弱が一般財源から利息として出ていってしまっているのかなと思います。

そこでお伺いしたいのは、恐らくこの住宅新築資金等貸付金を滞納されている方というのは、市の中でも多重債務に陥っている、税金であり、ほかの何とか料、何とか費というのも滞納している可能性もあるかと思います。やはり、市としては、残り３分の１は対象不動産がないというふうに報告が上がってきてますけれども､残り３分の２の方に対しても、ちゃんと生活ができるように導いていかなければならない。そのためには、先ほどから同僚議員もたくさん質問されておりますけれども、早く債権を一元化するのかとかという問題も出てくるんですけれども、きっちりとまず道をつくってあげるというのが、まず一点あるかと思います。そこについて答弁いただきたいのと、最終、平成33年過ぎると、このマイナス分、このまま行けばマイナスで行くんですけれども、一般会計に繰り入れられるという解釈で間違いないのかというところだけお伺いいたします。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）まず、細かな話ですが、ただ今議員ご指摘のは、およそ利率2.5％で、３億円で年間900万円ということかなと思います。本市が立て替えております借入先いかんによっては､その900万円がどうかというのは、これはちょっとクエスチョンのところがあるかなと思います。

一方で、本市側としては債権、相手側として債務者がいくつもの債務をあれしとった場合に､税は税､この貸付は貸付､おのおの別々に行きますと、その債務者の方の生活がどうなるかという全容が見えないと。もちろんそこには、他の借入金等もある関係もございますでしょうし、県の税等もございますでしょうし、いろんなものを総合的にどういった返済計画を立てて、そして生活をしていくかということになりますと、非常に多岐にわたった連携が必要になりますので、できるとしましたら、個人情報の限界というのはございますが、本市の中で債権について一元化して、その中で優先順位を決めてやっていくというのがせいぜいの限界かなと。そこから先の生活設計まで返済計画という話になりますと、なかなかちょっと現実的には難しいんかなと思いますが、ただ、やはり公的機関でありますので、十分相手の生活というものも考えた中で、やはり判断をしていかなければならないのかなと。でも、具体的にそれをどうするんだというと非常に難しいですけども、当然考慮すべき点かなというふうには考えます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

18番　井上君。

○18番（井上勝彦君）先ほど、３番の富岡議員もおっしゃっておりましたけれども、私も平成13年度まで、同和対策の県の50市町村の議会の、そういう協議会があったわけなんですね。最終的に、この問題がやっぱり一番引っかかりまして、どういうふうにしていくかということで、田辺市、それから御坊市、それから湯浅町、和歌山市、那賀町、その辺がかなり遅れておりまして、難しい問題も、先ほど副市長からもありましたが、そのときには橋本市、伊都郡の中では、それぞれが回収率も良かったし、するのでということで、そ

れなりの応援は側面からやっていこうということで終了したわけなんですわ。

そこで、私思うのには、平成８年で貸し付けが終わって、平成13年度で同和対策事業、ハードの面はもう終了しました。そして、たしか３月やったかな、いうことで平成13年度やったと思いますが、50市町村全部終了したんですね。ただし、県がソフト面で、人権という問題については他の人権も、障がい者差別とか、あるいは女性差別、そんなのも含めて、同和問題そのものもソフト面ではやはりまだ少しの間続けていこうよということで、今補助対象にもなっていると思うんです。

ところが、ハード面での援助は国・県からはもうないと。そこでもう切れてるわけですね。そういうことで、各市町がやはり責任を持ってそれにあたっていかなければならないということであるんですが、私たちもそういう考えというのは、一つは、建設部長にも一応考えていただきたいんですがね。住宅公園課、一生懸命取り組んでいただいて、今回も、この補正の中で９件一括返済ということで、努力をしていただいていることについては非常にありがたいということで、高く評価させていただきます。今のこの補正につきましてはね。

これは評価させていただくんですが、根本的な解決については、それぞれ同僚議員の田中議員もおっしゃっておりましたが、私たちは、先月名張市というところに行ってきたんですね。そこでは、税外債権の、要するに債権に対する組織というんか委員会をこしらえて、平成22年度に立ち上げて、その中には市の方も入っておられますけども、そういった専門的な、弁護士も中へ入っていただいて、そして、それぞれの家庭に応じて相談に乗り、分割でいただくものはいただく、そして、それに準じて差し押さえするものはしていくというような形で、市が、直接職員が取り組むんではなくて、そういった税外債権の組織をつくられて、そして非常に回収率が良くなったということで、私たち勉強してきました。

そういうことでありますので、やはり橋本市としても、これが行く行くは重荷になってくると。このまま放っておけば、国に対する返済も一般財源から繰り入れていく。平成13年度から今年25年やから、かなりの一般財源が投入されておると思うんです。大ざっぱに計算してもね。500万円にしても10年やったら5,000万円。３億5,000万円プラス市民の税金5,000万で、もう４億円ということになるわけで、大ざっぱに計算すれば。そういうことで、やっぱり市民の皆さんにご迷惑かけるわけにいかんと。ですから、やはりそういった年、来年というか、これから先、真剣に、そういう取り入れているそういう市もありますので、その辺を研究していただいて、そして法的な、専門的なそういう弁護士も入れていただいて、やっぱり回収率を上げていくという、そういう手立てをしていくべきであると考えますが、建設部長のお考えをお聞きしたいと、このように思います。

○議長（石橋英和君） 建設部長。

○建設部長（松浦広之君） ただ今ご指摘の部分については、監査のほうからのご指摘の中にもございました。それから、10月11日に市議会のほうで名張市のほうへ行政視察に行っていただいた資料についても、手元にいただきまして十分勉強させていただいております。

非常に重要な問題でありますし、取り組むのも非常に、体制も含めて難しい問題であります。一通常の課の中では、とても処理できるような内容ではないのかなというところで、住宅のこの貸付資金のみにかかわらず、他のいろんな債権を、総じて市としてどう取り組むかというようなことは、今後検討が必要で

あろうと。ただ、建設部長の立場で言いますと、やはり所管する部分のということになりますので、今後は全市挙げて、一度この問題にどう取り組むかということを、建設部長の立場からでも提言しながら進めていきたいというふうに考えます。

○議長（石橋英和君） 企画部長。

○企画部長（森川嘉久君） 議員ご指摘の点につきましては、決算委員会のほうでもいろいろとご指摘をいただいたところでございまして、本市といたしましても、数年前から債権管理マニュアルということで、税外債権についても一応取り組んできたわけでございますが、とりあえず、現状把握と申しますか、先ほど、この住宅改修資金につきましても、監査のほうからのご指摘もあったわけでございますが、まず、その債権の滞納に至った実態、それから債権の色分けということが必要でございますので、それをきっちりと今やっておる最中でございまして、税外債権でもいろいろございますので、ちょっとできておるところもありますし、遅れておるところもあるというような状態ではございます。

　ということで、その点を今進めておるわけでございますけども、そういう中で、以前から決算委員会でもご指摘をいただきましたし、今、議員のほうからもご指摘をいただきましたように、全体的に統括する部分、それからそういうことについて、相談あるいは指導ができる部署というのが必要だということは認識をしておりまして、その辺につきましては、名張市の例も教えていただきましたが、いろいろと今後研究をいたしまして、また議会のほうへも提案をいたしまして、ご承認をいただいた中で実行を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（石橋英和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

　お諮りいたします。

　ただ今議題となっております議案第４号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

　これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） ご異議なしと認めます。

　よって、委員会の付託を省略することに決しました。

　これより討論に入ります。

　討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

　これより議案第４号　平成25年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）について　を採決いたします。

　本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） ご異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24　議案第５号　平成25年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について

○議長（石橋英和君） 日程第24　議案第５号　平成25年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について　を議題といたします。

　これより質疑を行います。

　全般について行います。

　質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） 質疑がないようですの

で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第５号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第５号　平成25年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25　議案第６号　平成25年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について

○議長（石橋英和君）日程第25　議案第６号平成25年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第６号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第６号　平成25年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26　議案第７号　平成25年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）について

○議長（石橋英和君）日程第26　議案第７号平成25年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第７号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第７号　平成25年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27　議案第８号　平成25年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第２号）について

○議長（石橋英和君） 日程第27　議案第８号平成25年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第２号）について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第８号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第８号　平成25年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第２号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28　議案第９号　平成25年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

○議長（石橋英和君） 日程第28　議案第９号橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第９号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第９号　平成25年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29　議案第10号　平成25年度橋本市水道事業会計補正予算（第２号）について

○議長（石橋英和君）日程第29　議案第10号　平成25年度橋本市水道事業会計補正予算（第２号）について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

２番　阪本君。

○２番（阪本久代君）５ページの時間外勤務手当なんですけども、ほかの特別会計とか見ていても、時間外勤務が増えているようなところはなかったんですが、この水道だけ、なぜか188万7,000円増額になっていまして、この理由についてお願いいたします。

○議長（石橋英和君）上下水道部長。

○上下水道部長（野上義己君）この時間外勤務手当につきましては、25年度に入ってから、水道の事故というか、それとあわせて火災等、５月、６月頃でしたか、五條市から橋本市隅田町あたりにかけて、不審火による消火栓からの給水というような活動がありまして、そのための臨時的な職員が濁水の処理にかかったというようなところが主な要因です。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第10号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第10号　平成25年度橋本市水道事業会計補正予算（第２号）について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30　議案第11号　平成25年度橋本市病院事業会計補正予算（第２号）について

○議長（石橋英和君）日程第30　議案第11号　平成25年度橋本市病院事業会計補正予算（第２号）について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

21番　岡君。

○21番（岡　弘悟君）最後のページ、９ページになるんですかね。経営コンサルティング料についてお聞きしたいんですけども、基本的に、経営計画を立てるにあたっては、毎年毎年立てていくわけなんですけども、なぜここで外部の経営コンサルタントに依頼をしなければならなくなった理由をお教えください。

○議長（石橋英和君）病院事務局長。

○病院事務局長（豊岡　宏君）すみません、ご解答いたします。私が赴任してきてから１年半たつんですけど、私は、一番最初にここでご説明したと思うんですけど、今まで大都会の民間病院等の経営再建をやってきました。ここは地方の中小規模の公立病院です。つくづくやっぱりこの１年半、本当に経営再建が難しいと思っています。理由は三つあります。一つは、建物、設備、材料、薬の購入価格が民間に比べて非常に高いという実態があります。２番目は、医者が採用できない。３番目は、いわゆる定員法に妨げられて、人が採用できないと、この三つの大きな要因を地方の公立病院は抱えています。それゆえに私は苦労したわけで、だいたい私の今までの経験は、２年もあれば経営再建にめどをつけて次に移ったんですよ。ところが、ここは２年たっても、まだやっと方向性が見えるだけと。その最初に、それがものすごく悩んで、結局、民間病院の手法は使えるのはごく一部で、何とか医者をどうやって採用するかとか、それから、高いやつをどうやって安くするかとか、そのめどは、だいたい今つけていたんですけど、それも実現するのに時間がかかります。

本当は、経営再建というのは、コスト削減と、それ以上に必要なのは増収なんですよ。昔から、それはもう再建の鉄則は収入削減と増収に決まっています。でも、ここは人の問題があってそれができない。それで、悩んで、結局、最後に頼ったのが経営診断の経営コンサルタントでした。民間では必要ないんですけど、私は必要なかったんですけど、で、ほかのずっと事例を見たんですけど、地方の公立病院で経営再建が成功したところは、今まで一度もありません。それだけ難しいんですよ。それはなぜ難しいかといったら、今、三つの条件があるからです。

しかし、私は、この病院に来た以上は、それから、市長と事業管理者に依頼された以上は、きちんと経営再建するのが私の仕事です。そのために必要なことは全部動員しようと思って、私に足らない部分は、やはりそこら辺の専門知識なので、全国のそういう事例を知っていて、専門知識を持っている経営コンサルタントに最後にお願いしました。それが一応、この４月から６月まで、最初に予算を組んでやった経営診断料でした。経営診断の結果、わかった話は、明らかに問題点がわかってきて、その対策がどうだというのが出てきました。

したがって、今まで全く可能性がなかった地方の公立病院の経営再建の、うちの病院におけるその可能性が見えてきたんですよ。だったら、それを追求すべきだと思って、それを一応徹底的にやって、やっとそのめどが、今、具体的なやり方として目の前に実現しました。あとはそれに向かって、それの実現に向かって、今、病院は一丸となってやろうとしているところです。11月には、一応その方向でやるということに決まりましたし、12月は、そのためのプロジェクトチームが発足し

ました。１月からその具体的な段取りに入ります。来年４月には、皆さんにお諮りしたように、ＨＣＵの稼働に備えて病棟再編等を全部やってしまいます。これから多分、半年ないし１年でそのめどがつきます。少なくとも、長くて２年ないし３年で何とかめどがつくだろうと私は思っています。

ただし、それをやるためには、今言ったような難しい問題を抱えながら、どうしてもするためには、既存の戦力だけではだめなんです。だから、私は、経営診断をお願いした経営コンサルタント会社に、さらに実行として経営コンサルタントをお願いしました。私だけではだめだからです。でも、その結果、実現可能性ができるんですよ。それが実現すれば、うちの公立病院は地方の公立病院、中小の公立病院で、全国ではじめて経営再建に成功した病院になります。そのために必要な投資だと思って、今回はぜひお認めいただきたいと思います。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

７番　中西君。

○７番（中西峰雄君）同じくこの経営コンサルタント料の件なんですが、今、ご説明いただきましたですが、一つ、これをこの経営コンサルタントに出すにあたって、選定をどうされたんかなと。この経営コンサルタントというところが、それほど地方の公立病院の再建に実績のあるところなのか、私はちょっと見たところによりますと、まだ設立されて間もないコンサルタントであるというふうにも思えますし、それほど実績があるわけでもないというふうに思われるわけですが、どうしてそれを選定されたのか。あるいは、こういうコンサルタントに出される場合に、選定手続きというのはどうあるべきなんかというところについて、説明をお願いいたしたいと思います。

○議長（石橋英和君）病院事務局長。

○病院事務局長（豊岡　宏君）基本的には指名で行いました。なぜそうしたかということですけど、先ほど実績と申されましたけど、先ほど私が一番最初に申し上げましたように、地方の公立病院で経営再建成功したところなんてありゃしません。そういう実績をやっているところはないんですよ。したがって、そういう地方の公立病院で成功した経営コンサルタントの例もありません。

だから、大事なのは、フットワークと同じようなことを民間病院でやっているかどうかだけなんですよ。今回、確かに私が選んだ会社は、昔からある程度、私がその実績を見てきた会社で､そういう意味では､民間病院で、例えば私どもと同じような300床規模の、しかも外科系の病院で、見事に同じようにパターンで成功した事例を持っています。それも、そこだけじゃなしに全国でやっています。７年と経歴は浅いですけど、そういう実績を持ったところなんですよ。

私はもともと民間の企業の出身だということは、よくご存じだと思うんですけど、民間企業でも同じように経営コンサルタントを使っています。でも、だいたいそういうところは見事に失敗しています。例えば、名前だけ頼って安心感のあるところにやるから、それはもう実際に抽象論だけやって、結局高い金を払って何もやらないというのが普通の実績です。だから、そういうことじゃなしに、本当にやってくれるところ、フットワークのいいところ、そういうところを選ぶことが大事なんですよ。

私がそのとき、今回選んだのは、まず、医療についてちゃんと専門的にやっているところ。世の中に経営コンサルタントはごまんといますけど、医療に特化してやっているとこ

ろはまずいません。あとはもう一つは、大きいところとか､信用があるところじゃなしに、ちゃんと実績を持ってやっているところ。この二つの要件からそれを選んで、しかも、私が知っている範囲で一番信頼できるのがそこだったので、指名随契でやりました。あとは結果が証明してくださると思います。

○議長（石橋英和君） ７番　中西君。

○７番（中西峰雄君） それだけおっしゃるんですから、その判断しかないんだろうと。私どもは考えられるのは、事務局長の判断を信頼するしかないということになってくるんですが、このコンサルタントの設立年次、それから、実績とおっしゃられた民間病院での実績の事例、件数、それから資本金、抱えている人材等についても詳しく説明をお願いできますか。

要するに、事務局長が信頼をされてお目にかなったコンサルタントだということなんですけども、私どもが、それが適切であるかどうかというのを判断する材料が何も示されておりません。そこは、やはりちょっと不安の感じるところでございますので、もう少し具体的に、このコンサルタントについてご説明をお願いできますか。

○議長（石橋英和君） 病院事務局長。

○病院事務局長（豊岡　宏君） おっしゃることはよくわかるんですけど、すいません、結論から先に言うと、私は責任持ってこの仕事をやります。その結果によって判断していただきたいと、私のお願いするところなんですけど、もちろん、私は結果に対して責任をとります。成功を請け負ってきたんですから、その成功に対して私は責任をとります。万が一失敗したら、もちろんそれで責任をとります。そのために、私はパートナーとしてその会社に依頼した。例えば、今、判断がないとおっしゃるんですけど、非常に難しい話なんですけど、匿名を承知で、ある程度事例として申し上げます。

その会社は､７年前に､いわゆる銀行系の、そこを脱サラした人によって設立されました。従業員は今３人ぐらいです。３人ですけど、頭脳労働には別に人数は関係ないんですよ。優秀な人かどうかだけです。その成功事例としては、まず一番最初は、東京の心臓血管系の病院の経営再建を成功しました｡あと次は、同じように療養病棟系の病院の経営再建で、そこにいわゆる治験を導入することによって、その経営再建に成功しました。次は、このうちの大阪のすぐ近くの、先ほど申し上げた、うちと同じような300床規模の脳外科系の総合病院の経営再建でした。全くうちと同じでした。稼働率は全然低迷して、ドクターが集まらないで､しかも､経営再建は全然だめで、民間でしたから、うちとは違って銀行の取り付け騒ぎで、もう本当に倒産寸前の状況でした。そういうときに、たまたまそこに依頼されて入ったその会社は、まず実績として、収入を上げて、いわゆる問題点を指摘して増収を指南しました。それで実績を買われて全面的な経営再建に行って、今回、私どもに提案したのと同じように、いわゆる慢性期の患者用に、そこの場合は民間病院でしたので、回復リハビリ病棟への切り替えを提案しまして、あとは一般病棟を、私どもが今回やろうとしているようにＩＣＵの超急性期、それから一般病棟の急性期、それから慢性期の回復リハビリ病棟と三つに分断しまして機能分化をしまして、それで一応、それに見合った地域連携と入退院管理をやって、見事に経営再建して、その当初の初年度だけで４億円の損益改善をやりました。今は６億円から８億円の損益改善になっています。

全く同じようなパターンだと私も思います。ただ違うのは、そこが民間病院で、うちが公

立病院だというだけです。だから、彼らは同じことをやろうとしているだけです。そのやるときに問題点があるのは、今言ったように総定員法の問題とか、それからコストが高い議論なんですよ。でも、コストが高いのは、何とか私はめどをつけました。それから、ドクターについても何とかめどをつけられるだろうと思っています。あとは、問題は総定員法の中をどうやってやるかなんですけど、彼らは考えているのは、総定員法の中で、総定員法を維持しながらやっていくという話なんですよ。そのために、今回、亜急性期を導入してやっていこうという議論です。

そういう話を、私は一番最初に来たときからいろいろと模索してきたんですけど、それから、いろいろな人に相談しましたけど、回答はなかったんですよ。今回、はじめて彼らが回答を出してきたんですよ。だから、私はそこを信用します。一緒にやろうと思います。必ず成功させてみせます。それはもう１年か２年で結果が出ると思います。あとは申しわけないけど、私を信用して、私を任用してくださったこの議会の方にお願いします。私を信用してくださるんだったら、その経営コンサルタントを信用してください。

○議長（石橋英和君）事務局長、意気込みはよくわかるところでございますが、中西議員が提示を要求した資料について、出せるか出せないかをお答え願いたいと思います。

○病院事務局長（豊岡　宏君）実績入れての具体論だけは出せますけど。ただ、今は持ってないので､取り寄せる必要がありますけど、よろしいでしょうか、それで。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君）後でいただけますか。

○病院事務局長（豊岡　宏君）はい。

○議長（石橋英和君）それでは、後で要求された資料をお出しください。

○議長（石橋英和君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）今回のコンサルタントの導入のことについてでございますが、先日、文教厚生委員会の議員の皆さまにもご説明申し上げましたように、ただ今、国が診療報酬の改定の中で、いわゆる一般病院の中のあり方を変えて、療養型、回復期リハ等に、急性期、亜急性期というふうに中を特化をしていけという方向が、中央社会保険医療協議会で審議されております。

このことにつきまして、本院もそういうことが必要だということで、前任の事務局長時代も取り組んだ実績があります。２回も３回もやってみたんです。やってみたのですけれども、一般急性期の中に亜急性期という病棟をつくって、そこに患者を振り分けていくという方法をやってみたんですが、私どもも力不足、説得力不足で、なかなか職員が思うように動いてくれないということがございまして、うまく機能しなかった経験が、私はこの新しい病院であります。

今回、診療報酬の国の動きもそうなっておりますし、私どもも再度、今答弁いたしました豊岡事務局長と今年の当初からこれをやろうということは、ご提案申し上げましたＨＣＵが、来年の４月から動き始めるということが目前に迫っております。ＨＣＵというのは超急性期ですので、この超急性期に、どういう患者さんをどういうタイミングで収容して、そこからどんなタイミングで一般病棟へ移して、一般病棟で安定期になったら亜急性期病室へどういうタイミングで持っていくかという、院内の横の連携が非常に難しい。これが民間の病院ではうまく機能して、それをコントローラーがおるわけですね。それを実績的に毎年積み上げてきておる。

当院、公立病院は、うちは300床を漫然と一般病院とそのまま抱えている。中の患者の分

類をしてみると、急性期も慢性期も中に混在をして、看護師はその人に対して、同じ病室の中でも急性期も慢性期も混在しているというのが、こういうの抱えているだけなんですけども、それを機能的にやれと国も言ってますし、病院も民間に習ってそういうことを厳しくやる必要があるなということで、今年のはじめから計画をしておるさなかに、国もそういう方向が出てきたと。

ちょうどそれに乗っかって、当院もやりたい。そんな中では、私も今までやってきたけどもうまくようやらんだということで、幹部会の中でもどうしようという話が上がって、ＨＣＵが目の前に上がったから、これの動かし方をどうするかということで、現在あちらこちらとＨＣＵを持っている病院の、患者の運営の仕方について勉強に行っております。国立南和歌山病院とか、この辺でしたら高田の市民病院とか、今現在そうやって行って、どういう形で動かすかというマニュアルづくりを急いでおる。それをコントロールしてくれる人を院内でようせやんと。そういう風潮ができ上がるまで、コンサルティングで、その人自身でやってもらおうかと。そして、我々もその技術を身につけようということから、この事業をやり始めたいというふうに思いまして、債務負担と、それから１月からやりたいので、もう４月には動かしてないかんということでありますので、１月から実施に移してということで、１月から３月までの現計予算と債務負担の予算を今回上げさせていただきました。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

18番　井上君。

○18番（井上勝彦君）石井管理者、ちょっと教えていただきたいんですけれども、今、コンサルティング料というんですか、経営診断料ですね、これは収益的支出の補正で、今説明していただいてよくわかりました。あと、資本的支出の補正で、４ページですか。病理検査室の移転整備に係る工事請負費ということで、設計委託料等計上していただいておりますけども、規模とそれから移転する場所というようなことで、それもいつ頃になるんか、ちょっとまた教えていただきたいんでございますが、ご答弁願えますか。

○議長（石橋英和君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）橋本市民病院東館の建設工事の中で、今回ご提案、お願いを申し上げておりますのは、病理検査室を設けたいというものでございます。

これも、ちょっと説明が長くなって恐縮なんですが、病理検査室というのは、ドクターが１人と技術職員３名が働く病理の部屋です。主に細胞の検査を、培養検査と直接細胞検査をするのが仕事でして、それを常勤態で本院がそれだけのスタッフを抱えているというのは、和歌山県でも五つの病院ぐらいしかないというぐらいに、ドクターの非常に少ない分野なんですが、それを数年前からうちが直接抱えている。抱えていることによる病院の診療単価がアップになる制度になっておりまして、いわゆる治療効果が上がる、手術中にでも、いわゆる悪性とか病理の状態の検査が、手術室と連携をとりながら、どこまで切るというようなことが連携とれるような形になっておりまして、非常に高度な医療分野であるわけですが、ドクターが非常に少ないという問題があるわけです。

そこで、病理検査室は現在やっておるんです。やっておるんですが、場所が問題でして、検査室の中の一室を使って、将来、ＣＴ、ＭＲＩが２台必要になるということになったら、そこの部屋に置こうという仮の部屋を病理検査室に、若干間仕切りをして、今そこへ入っ

てもらって仕事してもらってるんですけども、非常に職員、また医師から、もうこんなところで働いておれれへんさかいにやめたいということの申し入れというのが、何でかといったら、アルコールから化学薬品をばんばん使う部屋で、換気が行き届かない。窓のないビル、建物の下の１階部分にあるんですが、それが体に悪いということで、もうこんなところで働けやんということがあるのが一つと、それから、こういう環境では、病理検査室関係の認定医といって、協会からそれをやっておるという一つの認定を与える資格が取れないと。だから、若い医師がここへ来るにも来ないということを言われまして、やめたいと言われましたので、これは難儀だということから、我々としては何とか辛抱してほしいんですけども、病院の核としてそういう体制で、特に外科系病院という看板を売る限りは、病理はやっぱりおるんだから、それを守ろうということで病理検査室をつくることにいたしました。

これは、新しい東館の目的を、設計を変更を今回お願いをして、東館の２階に設けることにしたんです。その改造費用に2,700万円から要するということなんですが、私どもは、会議に会議を重ねて、病院として非常に必要な施設だから、将来にわたりそういう施設が要ることになったら、この改造工事のときに一気にそのことを解決して、病理検査室を保有していこうという結論に病院幹部会でなりまして、今回東館の新館に合わせて、新しく病理検査室をつくっていただきたいと、こういうことでお願いを申し上げているところでございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第11号　平成25年度橋本市病院事業会計補正予算（第２号）について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後４時20分まで休憩いたします。

（午後４時９分　休憩）